

富津市土砂等の埋立て等による土壌の 汚染及び災害の発生の防止に関する条例

申請の手引き

令和8年3月改訂

富津市市民部

環境保全課

目次

はじめに	1
土砂等の埋立て等の事業を行う方へ.....	1
特定事業について(条例第2条)	1
罰則について	2
事業の実施に当たって.....	2
許可の必要がない事業(条例第9条).....	3
特定事業申請許可の手続きについて	4
事前協議について	6
特定事業(変更)事前計画書提出書類一覧	6
事前計画書提出後の流れ	12
特定事業許可申請について	13
特定事業(一時堆積特定事業)許可申請書提出書類一覧	13
一時堆積特定事業許可申請書(第 22 号様式)の作成・要領.....	19
小規模等埋立届について	21
小規模等埋立届提出書類一覧	21
特定事業の変更について	24
特定事業譲受けの許可申請について	27
特定事業譲受け許可申請書(相続等届) 提出書類一覧	27
特定事業の実施(許可・届出受理後の手続き等)について.....	30
特定事業の廃止・中止の届出について.....	33
特定事業の完了について	33
特定事業の終了の届出について	33
富津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例及び同 条例施行規則	34
規則別表	57
土砂等埋立て等に関する手続き区分について(フロー図)	62

はじめに

富津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例(以下「条例」という。)は、汚染された土砂等の埋立てや崩落、水害等の発生を未然に防止し、市民の生活環境を保全することを目的としています。

この手引きは、土砂等の埋立てを行う皆様に、条例の内容を理解して頂くとともに、条例に基づく諸手続きに必要な事項を解説したものです。

※この条例における土砂等とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」でいう廃棄物に該当しない土砂(製品の山砂・土・建設発生土)及びこれに混入し、又は吸着したものをいいます。なお、再生土や再生砕石は、廃棄物由来のリサイクル製品であることから、該当しません。

土砂等の埋立て等の事業を行う方へ

宅地造成、農地かさ上げなど利用形態を問わず、土砂等の埋立て等に供する区域以外から搬入した土砂等によって 500 m³以上の区域で行う埋立て、盛土及び堆積する行為を「特定事業」といい(条例第 2 条)、特定事業を行う場合には、事前に条例に基づく「許可」又は「届出」が必要です(条例第 9 条)。

また、許可等が必要ない場合であっても、安全基準に適合しない土砂等の埋立て等を行ってはならない(条例第 7 条)こととしています。

特定事業について(条例第 2 条)

1. 特定事業区域

特定事業区域とは、特定事業の用に供する区域を指し、区域外の搬入路、一時堆積場の保安地帯、事務所の面積は含みません。切土・盛土を実施する場合、その事業区域外からの土砂等で埋立て等を行う区域があれば隣接地であろうと許可対象となります。

2. 特定事業場

特定事業区域に搬入路や保安地帯などを含めた土地全体をいいます。

3. 特定事業期間

3 年を超えて申請することはできません。

また、期間を延長する場合には、事前に変更申請のうえ、許可が必要です。

4. 小規模等埋立事業

特定事業のうち、その面積が 3,000 m²未満であり、かつ、供する土砂等が、採石法、砂利採取法、千葉県土採取条例(以下「採石法等」という。)に基づく許認可がなされた採取場から採取されたものをいいます。

5. 一時堆積特定事業

特定事業のうち、他の場所への搬出を目的として、一時的に土砂等の堆積を行うものをいいます。

罰則について

条例に違反すると、最も重い場合で、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に科されます。(条例第 40,41,42 条)

また、法人の代表者等が、その法人等の業務に関し、違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても罰金刑が処されます。(条例第 43 条)

事業の実施に当たって

この条例以外の法令等で規制があるものについては、それぞれの法令の適用も受けることとなります。許認可等が必要なものについては、併せて許認可等を得る必要があります。

1. 埋蔵文化財の有無

特定事業を実施する区域(土地)の埋蔵文化財の有無を生涯学習課へ確認してください。

2. 青道、赤道の有無

公図で確認してください。

機能しているかどうか、また、埋立て等を行うために必要な措置はどうか等を建設課又は関東財務局 千葉財務事務所に確認してください。

3. 農地の場合

農地転用(一時転用を含む。)許可については、農業委員会事務局又は千葉県君津農業事務所企画振興課に必要な手続きを確認してください。

4. 山林の場合

面積等により、必要な手続きが異なるため、農林水産課及び千葉県中部林業事務所森林管理課に必要な手続きを確認してください。

5. 現場事務所建設に係る建築確認

特定事業区域が 3,000 平方メートル以上の場合の現場事務所(仮設対応可)を設置するにあたり、建築確認を所掌する都市政策課に確認してください。

6. 1,000 m³以上の一時堆積事業

粉じん発生施設に該当するため、大気汚染防止法の届出が必要となります。千葉県君津地域振興事務所地域環境保全課に必要な手続きを確認してください。

7. 宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)

千葉県では、令和 7 年 5 月 26 日に盛土規制法に基づく規制区域が指定され、規制区域における一定の盛土については、各種手続きが必要となります。千葉県県土整備部宅地安全課に必要な手続きを確認してください。

8. その他

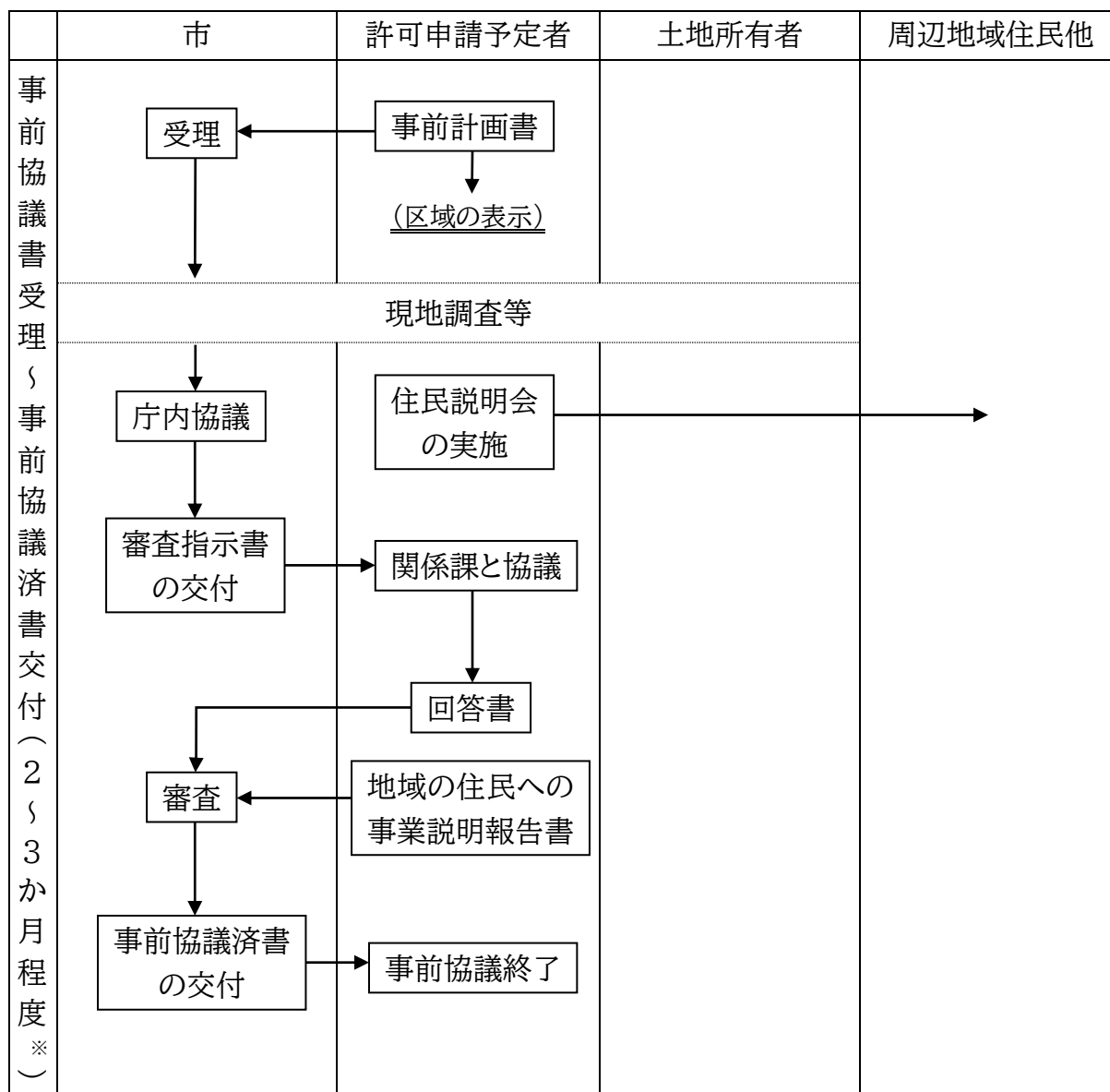
富津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(以下「規則」という。)別表第3(P.59)に該当する行為やその他の法令の規制対象となる場合には関係許認可を十分確認してください。

許可の必要がない事業(条例第 9 条)

1. 国、地方公共団体及び公共的団体(独立行政法人都市再生機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人水資源機構、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、成田国際空港株式会社、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社、土地改良区、土地地区画整理組合等)が行う事業
2. 運動場、その他の施設の本来の機能を保全する目的での通常管理行為
3. 工場等の緑化に伴う植栽の為に樹木と一緒に土砂を搬入する事業
4. 災害復旧のために必要な応急措置として行う事業
5. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 8 条の規定に基づく許可を受けた一般廃棄物処分場又は同法第 15 条の規定に基づく許可を受けた産業廃棄物最終処分場(管理型処分場及び遮断型処分場に限る。)において行う事業

特定事業申請許可の手続きについて

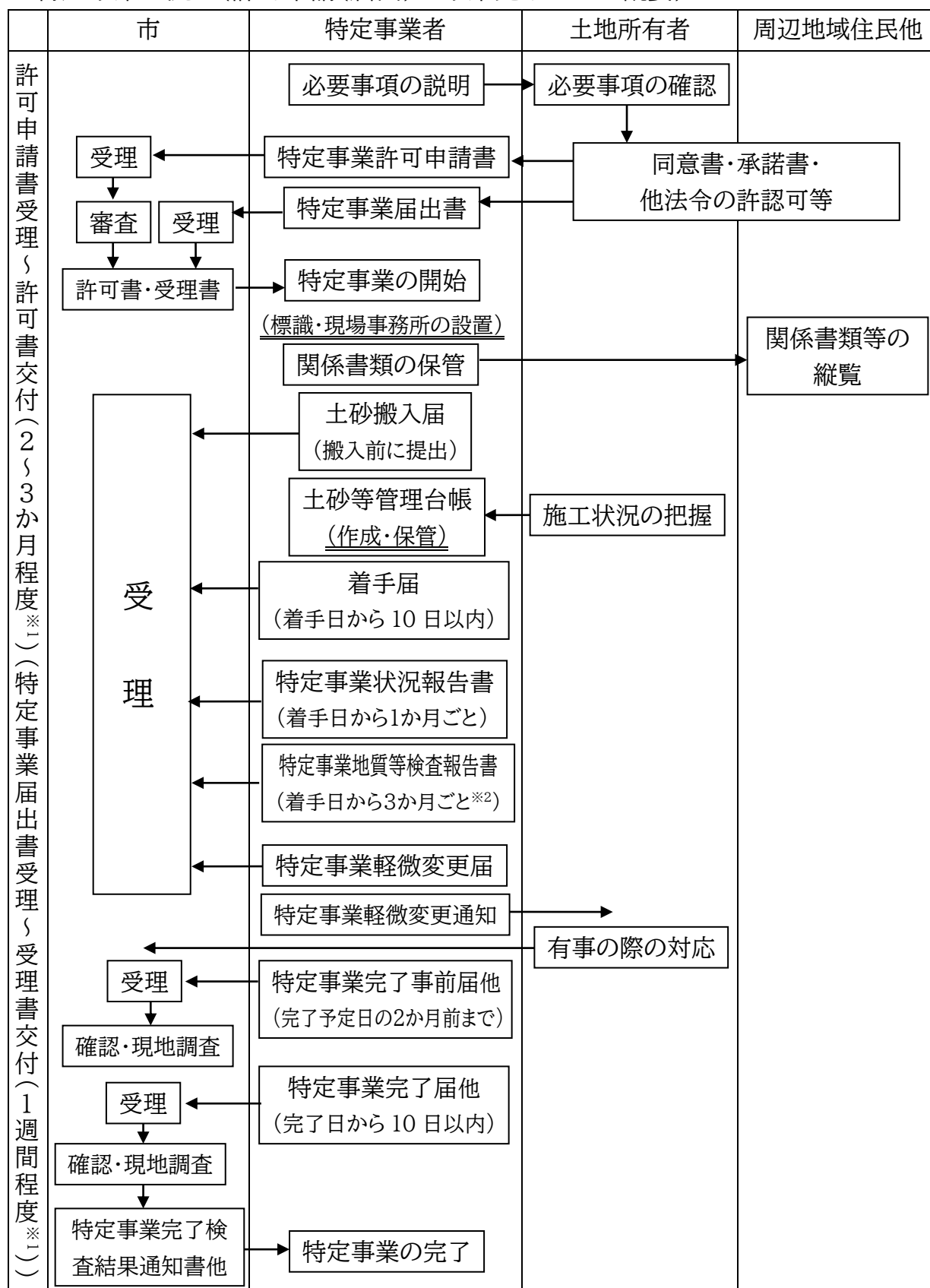
特定事業の流れ(事前協議の概要)



※目安の期間には、以下の期間は含みません

1. 申請書類の不備等の書類の補正に要する日数
2. 閉庁日(土曜日・日曜日・祝祭日等)
3. 申請者都合による変更等を行う場合の修正等に要する期間
4. 審査指示書を交付してから回答書を提出するまでの期間

特定事業の流れ(許可申請(届出)～事業完了までの概要)



※1 目安の期間は、P.4を参照

※2 報告のための試料採取は市職員立会いの上で行うこと。

事前協議について

条例に基づく許可申請(変更許可申請を含む)を行う前に、特定事業(変更)事前計画書を提出し、所要の手続きをすることが必要です。

ただし、一定の要件を満たす場合や届出対象事業については事前協議が免除されます。

特定事業(変更)事前計画書提出書類一覧

No	提出書類	特定事業	一時堆積
	特定事業(変更)事前計画書(第14号様式)	○	
	一時堆積特定事業(変更)事前計画書(第15号様式)		○
	委任状	△	△
1	特定事業場の位置図及び付近の見取図	○	○
2	特定事業場及び特定事業区域の実測求積図	○	○
3	特定事業場及び特定事業区域の平面図及び断面図 (特定事業の施工前後の構造が確認できるもの)	○	
	特定事業場及び特定事業区域の平面図及び断面図 (土砂等の堆積が最大となった場合の構造が確認できるもの)		○
4	特定事業場及び隣接する土地の登記事項証明書及び公図の写し (公図の写しは、地目・地積・土地所有者の住所・氏名を記入し、また特定事業区域と特定事業場の範囲を明示すること。複数枚にまたがる場合は合成公図も作成すること。)	○	○
5	特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書	○	
6	搬入予定経路図及び搬入計画に関する事項を記載した書類	○	
	搬入搬出予定経路図及び搬入搬出計画に関する事項を記載した書類		○
7	特定事業区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等を採取する地点の位置図	○	□
	特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造図		□
	特定事業に使用される土砂等について、発生場所ごとに当該土砂等を区分するための構造		○
8	特定事業区域の土壌の地質検査及び水質検査に関する計画書	○	○
9	特定事業区域外の地域への排水の水質検査を行うための施設の構造図(水質検査用施設設置個所の表示)	○	○
10	土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した計算書	△	

No	提出書類	特定事業	一時堆積
11	擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図及び背面図並びに構造計算書	△	
12	鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書	△	
13	集水区域図	○	
14	現況排水平面図及び断面図	○	
15	排水計画平面図及び断面図	○	
16	調整池の平面図、断面図及び構造図	△	
17	放流先水路の流域図及び断面図	○	
18	流量計算書	○	
19	特定事業が別表第 3(P.59)に掲げる行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面 (他法令等で規制がある部分についての許可書や証明書等の写し)	△	△
20	特定事業の施工の方法及び工程、施工に係る組織その他市長が指示する事項を記載した施工計画書 (工事種別ごとの施工方法を記載した書類、図面、各工事の種別、段階ごとの工程表など)	○	○
21	現場責任者であることを証する書類 (緊急時の連絡体制、対応を明確にした現場組織図)	○	○
22	資金計画及び実績に関する書類	○	
23	住民説明会の計画書	○	○
24	前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面	△	△
	湧水がある土地、地表水が集中しやすい土地及び自然排水を遮断するような地形構造の場合には、暗渠排水施設の設置等、排水に係る施設やその他有効な沈砂池(調整池)等の設置が必要な場合には、容量計算書及び構造図等の図面	△	△
	行政機関が所有又は管理する土地の場合は、許可申請書の写し、許認可書又はその他の施工同意を証明できる書面	△	△

○:必須、△:条件により必要、□:いずれかが必要

特定事業(変更)事前計画書(第 14 号様式)の作成・記載要領

1. 作成要領

- (ア) 事前計画書及び添付書類については、フラットファイル等で製本してください。
- (イ) 事前計画書に添付する書類の目次を作成してください。その場合、条例第 11 条及び規則第 9 条を基に、「特定事業(変更)事前計画書提出書類一覧」を作成し、この順で製本の上、提出してください。
- (ウ) 提出部数は、正本(原本)1 部、副本 1 部です。(副本は写しでも可とします。また、副本は事前協議終了時に許可申請予定者へ控え用として返却します。)
- (エ) 添付書類(図面は除く。)は、原則として日本産業規格 A 列 4 判で作成してください。
- (オ) 土地の登記事項証明書、公図の写しは 3 か月以内に作成されたものを添付してください。

2. 記載要領

(ア) 申請者

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名を記載してください。

(イ) 特定事業場の位置及び面積

特定事業区域のうち、代表的な位置を記載し、その他は「ほか〇〇筆」と表示してください。

面積は、特定事業場の全体の実測面積及び特定事業区域全体の実測面積を記載してください。また、特定事業場及び周辺の状況が判断出来る平面図を作成し、隣地との境界等を明示してください。

(ウ) 現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置

現場事務所等を設置する場合にあっては、当該現場事務所の場所を記載してください。また、その他の特定事業に供する施設を設置する場合は、その計画について記載してください。

(エ) 現場責任者の氏名及び職名

特定事業の現場責任者の氏名及び職名を記載してください。

(オ) 特定事業に使用される土砂等の量

実測の平面図や断面図により計算した土砂等の量を記載してください。

(カ) 特定事業の期間

事前協議から許可となるまでの期間を考慮に入れて計画した上で、特定事業を行う期間を記載してください。また、特定事業の期間は、原則として許可を受けた日から起算して 3 年(特定事業区域の面積が 3,000 m²未満である場合は 1 年)以内に完了する期間です。

(キ) 特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造

特定事業が完了した場合の特定事業区域の施工前後の構造図を添付してくだ

さい。また、施工後の構造図にはのり面保護方法等を記載してください。

(ク) 特定事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬入計画に関する事項

特定事業に使用される土砂等が発生し、又は採取された場所並びに当該発生場所からの搬入経路図及び搬入計画に関する事項を記載した書類を作成してください。

(ケ) 特定事業区域の土壌について地質検査及び水質検査を行うための措置

特定事業区域の土壌の地質検査及び水質検査に関する計画を記載してください。

(コ) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域外の地域への排水の水質検査を行うための措置

特定事業区域外の地域への排水の水質検査を行うための施設の構造を記載してください。

(サ) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置

土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した計算書を添付してください。また、擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図及び背面図並びに構造計算書、鉄筋コンクリート又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書を添付してください。

(シ) 特定事業区域及び周辺地域における水害を防止するために必要な措置

特定事業区域の集水区域図、現況排水平面図及び断面図、排水計画平面図及び断面図、調整池を設ける場合にあっては、その平面図、断面図及び構造図、放流先水路の流域図及び断面図、流量計算書を作成し、別紙として添付してください。

(ス) 土地利用計画

特定事業完了後の土地利用計画を記載してください。

一時堆積特定事業(変更)事前計画書(第 15 号様式)の作成・記載要領

1. 作成要領

- (ア) 事前計画書及び添付書類については、フラットファイル等で製本してください。
- (イ) 事前計画書に添付する書類の目次を作成してください。その場合、条例第11条及び規則第 9 条を基に、「一時堆積事業(変更)事前計画書提出書類一覧」を作成し、この順で製本の上、提出してください。
- (ウ) 提出部数は、正本(原本)1 部、副本 1 部です。(副本は写しでも可とします。また、副本は事前協議終了時に許可申請予定者へ控え用として返却します。)
- (エ) 添付書類(図面は除く。)は、原則として日本工業規格 A 列 4 判で作成してください。
- (オ) 土地の登記事項証明書、公図の写しは 3 か月以内に作成されたものを添付してください。

2. 記載要領

(ア) 申請者

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名を記載し、実印を押してください。

(イ) 特定事業場の位置及び面積

特定事業区域のうち、代表的な位置を記載し、その他は「ほか〇〇筆」と表示してください。

面積は、特定事業場の全体の実測面積及び特定事業区域全体の実測面積を記載してください。また、特定事業場及び周辺の状況が判断出来る平面図を作成し、隣地との境界等を明示してください。

(ウ) 現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置

現場事務所等を設置する場合にあっては、当該現場事務所の場所を記載してください。また、その他の特定事業に供する施設を設置する場合は、その計画について記載してください。

(エ) 現場責任者の氏名及び職名

特定事業の現場責任者の氏名及び職名を記載してください。

(オ) 一時堆積特定事業の期間

事前協議から許可となるまでの期間を考慮に入れて計画した上で、特定事業を行う期間を記載してください。また、特定事業の期間は、原則として許可を受けた日から起算して 3 年(特定事業区域の面積が3,000 m²未満である場合は 1 年)以内に完了する期間です。

(カ) 一時堆積特定事業区域の表土の地質状況

特定事業区域の表土の地質状況を記載してください。

表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合は、その構造図を添付してください。

- (キ) 一時堆積特定事業に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量
年間及び 1 日平均の土砂等の搬入及び搬出量を記載するとともに、土砂等の搬入計画に関する書類を作成してください。
- (ク) 一時堆積に供する施設及び土砂等の堆積の構造
堆積が最大となった場合の構造が確認できる平面図及び断面図を作成してください。また、特定事業区域に堆積できる土砂等の量を記載してください。
- (ケ) 特定事業区域の土壌について地質検査及び水質検査を行うための措置
特定事業区域の土壌の地質検査及び水質検査に関する計画を記載してください。
- (コ) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域外の地域への排水の水質検査を行うための措置
特定事業区域外の地域への排水の水質検査を行うための施設の構造を記載してください。
- (サ) 一時堆積特定事業に使用される土砂等について、発生場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置
土砂等の発生場所ごとに区分して堆積することが確認できる図面又は、立面図等に工法等を記載してください。

事前計画書提出後の流れ

1. 現地調査

事前に特定事業区域及び特定事業場の区域を旗、杭等により明示しておいてください。

2. 説明会の開催

関係地域住民に対し開催した説明会の結果を、特定事業説明会実施報告書(第17号様式)により提出してください。また、特定事業説明会実施報告書には、住民説明会で使用した資料を添付してください。

3. 審査指示書の交付

関係課等の意見を取りまとめた審査指示書を交付しますので、指示のある関係課等と個別に協議を行い、その結果を回答した書面を提出してください。

4. 事前協議済書の交付

最終的に、関係地域住民、関係課を含め問題がなければ、特定事業(変更)事前協議済書により協議が終了したことを通知します。

5. 事前協議の有効期間

事前協議の有効期間は、事前協議済書が申請者に交付された日から起算して2年です。

6. 事前計画書の内容に変更が生じたときは

特定事業事前計画変更届に変更に係る書面及び図面を添え届け出てください。

特定事業事前計画変更届(第16号様式)の作成・記載要領

1. 作成要領

(ア) 特定事業事前計画変更届に添付する書類の目次を作成してください。

(イ) 提出部数は、正本(原本)1部、副本1部です。(副本は写しでも可とします。また、副本は後日許可申請予定者へ控え用として返却します。)

(ウ) 添付書類(図面は除く。)は、原則として日本工業規格A列4判で作成してください。

(エ) 土地の登記事項証明書、公図の写しは3か月以内に作成されたものを添付してください。

2. 記載要領

(ア) 申請者

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名を記載し、実印を押してください。

(イ) 変更する事項の内容

変更前と変更後の内容を記載し、その理由を記載してください。

(ウ) 添付書類について

位置図及び付近の見取図は、変更する事項にかかわらず添付してください。

特定事業許可申請について

事前協議が終了すると、特定事業許可申請を行うことができます。

なお、面積が500㎡以上3,000㎡未満であるもので、かつ、それに供する土砂等が採石法(昭和25年法律第291号)、砂利採取法(昭和43年法律第74号)、千葉県土採取条例(昭和49年千葉県条例第1号)に基づき許認可等がなされた採取場から採取されたものを小規模等埋立事業とし、次の事項等について緩和措置を設けています。

- (ア) 近隣住民の承諾に関する事項
- (イ) 事前協議に関する事項
- (ウ) 地質検査に関する事項
- (エ) 水質検査に関する事項

特定事業(一時堆積特定事業)許可申請書提出書類一覧

No	提出書類	特定事業	一時堆積	小規模埋立事業	
				特定事業	一時堆積
	特定事業許可申請書(第19号様式)	○		○	
	一時堆積特定事業許可申請書(第22号様式)		○		○
	委任状	△	△	△	△
1	住民票の写し (法人の場合にあつては、法人の登記事項証明書)	○	○	○	○
	申請書に使用した印鑑に係る印鑑登録証明書				
2	申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し	△	△	△	△
3	特定事業場の位置図及び付近の見取図	○	○	○	○
4	特定事業場及び特定事業区域の実測求積図	○	○	○	○
5	特定事業場及び特定事業区域の平面図及び断面図 (特定事業の施工前後の構造が確認できるもの)	○		○	
	特定事業場及び特定事業区域の平面図及び断面図 (土砂等の堆積が最大となった場合の構造が確認できるもの)		○		○
6	特定事業場及び隣接する土地の登記事項証明書及び公図の写し (公図の写しは、地目・地積・土地所有者の住所・氏名を記入し、また特定事業区域と特定事業場の範囲を明示すること。複数枚にまたがる場合は合成公図も作成すること。)	○	○	○	○
7	特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書	○		○	

No	提出書類		特定事業	一時堆積	小規模埋立事業	
					特定事業	一時堆積
8	搬入予定経路図及び搬入計画に関する事項を記載した書類		○		○	
	搬入・搬出予定経路図及び搬入・搬出計画に関する事項を記載した書類			○		○
9	特定事業区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等の地質検査結果	採取した地点の位置図	○	□ 表土と土砂等が遮断されていない場合		
		現場写真				
		検査試料採取調書(第 20 号様式)				
		地質分析(濃度)結果証明書(第 21 号様式。計量法(平成 4 年法律第 51 号)第 122 条第 1 項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行したものに限る。)				
	特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造図			□		
	特定事業に使用される土砂等について、発生場所ごとに当該土砂等を区分するための構造			○		
土砂等売渡・譲渡証明書(第 13 号様式)				○	○	
採石法等に基づく許認可等を受けた採取場から採取された土砂等であることを証する書類(県の許認可書の写し)						
10	特定事業区域の土壌の地質検査及び水質検査に関する計画書		○	○		
11	特定事業区域外の地域への排水の水質検査を行うための施設の構造図(水質検査用施設設置箇所の表示)		○	○		
12	土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した計算書		△		△	
13	擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図及び背面図並びに構造計算書		△		△	
14	鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書		△		△	
15	集水区域図		○		○	

No	提出書類	特定事業	一時堆積	小規模埋立事業	
				特定事業	一時堆積
16	現況排水平面図及び断面図	○		○	
17	排水計画平面図及び断面図	○		○	
18	調整池の平面図、断面図及び構造図	△		△	
19	放流先水路の流域図及び断面図	○		○	
20	流量計算書	○		○	
21	特定事業が別表第 3(P.59)に掲げる行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面 (他法令等で規制がある部分についての許可書や証明書等の写し)	△	△	△	△
22	特定事業の施工の方法及び工程、施工に係る組織その他市長が指示する事項を記載した施工計画書 (工事種別ごとの施工方法を記載した書類、図面、各工事の種別、段階ごとの工程表など)	○	○	○	○
23	現場責任者であることを証する書類	○	○	○	○
24	資金計画及び実績に関する書類	○			
25	特定事業区域土地使用同意書(第 3 号様式)	○		○	
	特定事業(一時堆積特定事業)区域土地使用同意書(第 4 号様式)		○		○
	当該同意書に使用した印鑑に係る印鑑登録証明書	○	○	○	○
26	特定事業区域施工同意書(第 5 号様式)	○		○	
	特定事業(一時堆積特定事業)区域施工同意書(第 6 号様式)		○		○
	当該同意書に使用した印鑑に係る印鑑登録証明書	○	○	○	○
27	特定事業区域隣接土地所有者承諾書(第 7 号様式)	○		○	
	特定事業(一時堆積特定事業)区域隣接土地所有者承諾書(第 8 号様式)		○		○
28	特定事業近隣住民承諾書(第 9 号様式)	○			
	特定事業(一時堆積特定事業)近隣住民承諾書(第 10 号様式)		○		
	世帯数調査書(第 11 号様式)	○	○		
	関係地域の住民への事業説明報告書(第 17 号様式)			○	○
29	前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面	△	△	△	△

No	提出書類	特定 事業	一時 堆積	小規模埋立事業	
				特定事業	一時堆積
	行政機関が所有又は管理する土地の場合は、許可申請書の写し、許認可書又はその他の施工同意を証明できる書面	△	△	△	△

○：必須、△：条件により必要、□：いずれかが必要

特定事業許可申請書(第 19 号様式)の作成・記載要領

1. 作成要領

- (ア) 申請書及び添付書類については、フラットファイル等で製本してください。
- (イ) 申請書に添付する書類の目次を作成してください。その場合、条例第12条及び規則第 10 条を基に、「特定事業許可申請書提出書類一覧」を作成し、この順で製本の上、提出してください。
- (ウ) 提出部数は、正本(原本)1 部、副本 1 部です。(副本は写しでも可とします。また、副本は後日申請者へ控え用として返却します。)
- (エ) 添付書類(図面は除く。)は、原則として日本産業規格 A 列 4 判で作成してください。
- (オ) 土地の登記事項証明書、公図の写し、住民票の写し(法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書)、印鑑登録証明書は 3 か月以内に作成されたものを添付してください。なお、事前協議で使用したものの写しを使用することはできません。

2. 記載要領

(ア) 申請者

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名を記載し、実印を押してください。

(イ) 特定事業場の位置及び面積

特定事業区域のうち、代表的な位置を記載し、その他は「ほか〇〇筆」と表示してください。

面積は、特定事業場の全体の実測面積及び特定事業区域全体の実測面積を記載してください。また、特定事業場及び周辺の状況が判断出来る平面図を作成し、隣地との境界等を明示してください。

(ウ) (特定事業区域が 3,000 m²以上の場合)現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置

現場事務所等を設置する場合にあっては、当該現場事務所の場所を記載してください。また、その他の特定事業に供する施設を設置する場合は、その計画について記載してください。

(エ) 現場責任者の氏名及び職名

特定事業の現場責任者の氏名及び職名を記載してください。

(オ) 特定事業区域の表土の地質状況(小規模埋立事業は不要)

特定事業区域の面積に応じて、規則第10条第6項に従って採取・分析し、採取した地点の位置図及び写真並びに検査試料採取調書(第 20 号様式)及び地質分析(濃度)結果証明書(第 21 号様式)を添付してください。(事前協議において実施している場合は、その結果の写しを使用することもできます。)

※日本産業規格の統合・分冊化により、規格番号の変更に伴い、分析方法については、改正後の規格番号に読み替えて分析してください。

特定事業区域面積	検体数
0.3ha 未満	1 検体
0.3ha 以上1ha 未満	2 検体
1ha 以上2ha 未満	3 検体
以降 1ha 増えるごとに 1 検査地点数を追加するものとする	

(カ) 特定事業に使用される土砂等の量

実測の平面図や断面図により計算した土砂等の量を記載してください。

(キ) 特定事業の期間

期間は、特定事業を施工する期間とし、原則として許可を受けた日から起算して 3 年(特定事業区域の面積が3,000 m²未満である場合は 1 年)までです。

(ク) 特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造

特定事業が完了した場合の特定事業区域の施工前後の構造図を添付してください。また、施工後の構造図にはのり面保護方法等を記載してください。

(ケ) 特定事業に使用される土砂等の発生場所及び当該発生場所からの搬入予定量並びに搬入計画に関する事項

特定事業に使用される土砂等が発生し、又は採取された場所並びに当該発生場所からの搬入経路図及び搬入計画に関する事項を記載した書類を作成してください。

(コ) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域の土壌について地質検査及び水質検査を行うための措置(小規模埋立事業は不要)

特定事業区域の土壌の地質検査及び水質検査に関する計画書を作成してください。

(サ) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域外の地域への排水の水質検査を行うための措置(小規模埋立事業は不要)

特定事業区域外の地域への排水の水質検査を行うための施設の構造図を作成してください。

(シ) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置

土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した計算書を添付してください。また、擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図及び背面図並びに構造計算書、鉄筋コンクリート又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書を添付してください。

(ス) 特定事業区域及び周辺地域における水害を防止するために必要な措置

特定事業区域の集水区域図、現況排水平面図及び断面図、排水計画平面図及び断面図、調整池を設ける場合にあっては、その平面図、断面図及び構造図、放

流先水路の流域図及び断面図、流量計算書を作成し、添付してください。

一時堆積特定事業許可申請書(第 22 号様式)の作成・要領

1. 作成要領

- (ア) 申請書及び添付書類については、フラットファイル等で製本してください。
- (イ) 申請書に添付する書類の目次を作成してください。その場合、条例第12条及び規則第10条を基に、「一時堆積特定事業許可申請書提出書類一覧」を作成し、この順で製本の上、提出してください。
- (ウ) 提出部数は、正本(原本)1部、副本1部です。(副本は写しでも可とします。また、副本は後日申請者へ控え用として返却します。)
- (エ) 添付書類(図面は除く。)は、原則として日本工業規格 A 列 4 判で作成してください。
- (オ) 土地の登記事項証明書、公図の写し、住民票の写し(法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書)、印鑑登録証明書は3か月以内に作成されたものを添付してください。なお、事前協議で使用したものの写しを使用することはできません。

2. 記載要領

(ア) 申請者

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名を記載し、実印を押してください。

(イ) 特定事業場の位置及び面積

特定事業区域のうち、代表的な位置を記載し、その他は「ほか〇〇筆」と表示してください。

面積は、特定事業場の全体の実測面積及び特定事業区域全体の実測面積を記載してください。また、特定事業場及び周辺の状況が判断出来る平面図を作成し、隣地との境界等を明示してください。

(ウ) (特定事業区域が 3,000 m²以上の場合)現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置

現場事務所等を設置する場合にあっては、当該現場事務所の場所を記載してください。また、その他の特定事業に供する施設を設置する場合は、その計画について記載してください。

(エ) 現場責任者の氏名及び職名

特定事業の現場責任者の氏名及び職名を記載してください。

(オ) 一時堆積特定事業の期間

期間は、原則として許可を受けた日から起算して3年(特定事業区域の面積が3,000 m²未満である場合は1年)以内です。

(カ) 一時堆積特定事業区域の表土の地質状況(小規模埋立事業は不要)

特定事業区域の表土の地質状況を記載してください。

表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合は、その構造図を添付してください。

(キ) 一時堆積特定事業に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量

(ク) 年間及び1日平均の土砂等の搬入及び搬出量を記載するとともに、土砂等の搬入計画に関する書類を作成してください。

(ケ) 一時堆積特定事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造

堆積が最大となった場合の構造が確認できる平面図及び断面図を作成してください。

(コ) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域の土壌について地質検査及び水質検査を行うための措置(小規模埋立事業は不要)

特定事業区域の土壌の地質検査及び水質検査に関する計画書を作成してください。

(サ) 特定事業区域外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置(小規模埋立事業は不要)

特定事業区域外の地域への排水の水質検査を行うための施設の構造図を作成してください。

(シ) 一時堆積特定事業に使用される土砂等について、土砂等の発生場所ごとに土砂等を区分するために必要な措置(小規模埋立事業は不要)

土砂等の発生場所ごとに区分して堆積することが確認できる図面又は、立面図等に工法等を記載してください。

3. 手数料

	単位	特 定 事 業 区 域 の 面 積	
新規許可申請	1 件	500 m ² 以上 3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上
		20,000 円	48,000 円

申請の際、手数料を納めてください。納入された手数料は、返還できません。

小規模等埋立届について

小規模等埋立事業(面積が500㎡以上3,000㎡未満であるもので、かつ、それに供する土砂等が採石法等に基づき許認可等がなされた採取場から採取されたもの)であって、土砂等による埋立ての最大の高さが50センチメートル未満の場合、事前協議及び許可申請の手続きを省略することができますが、事業開始の10日前までに小規模埋立届の提出が必要です。

小規模等埋立届提出書類一覧

No	提出書類	特定事業
	小規模等埋立届(第12号様式)	○
	委任状	△
1	住民票の写し(法人の場合にあつては、法人の登記事項証明書) 届出に使用した印鑑に係る印鑑登録証明書	○
2	届出者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し	△
3	特定事業場の位置図及び付近の見取図	○
4	特定事業場及び特定事業区域の実測求積図	○
5	特定事業場及び特定事業区域の平面図及び断面図 (特定事業の施工前後の構造が確認できるもの)	○
6	特定事業場及び隣接する土地の登記事項証明書及び公図の写し (公図の写しは、地目・地積・土地所有者の住所・氏名を記入し、また特定事業区域と特定事業場の範囲を明示すること。複数枚にまたがる場合は合成公図も作成すること。)	○
7	特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書	○
8	特定事業に使用される土砂等の搬入予定経路図及び搬入計画に関する事項を記載した書類	○
9	集水区域図	○
10	現況排水平面図及び断面図	○
11	排水計画平面図及び断面図	○
12	調整池の平面図、断面図及び構造図	△
13	放流先水路の流域図及び断面図	○
14	流量計算書	○
15	特定事業が別表第3(P.59)に掲げる行為に該当する場合にあつては、当該行為に該当することを証する書面 (他法令等で規制がある部分についての許可書や証明書等の写し)	△

No	提出書類	特定事業
16	特定事業の施工の方法及び工程、施工に係る組織その他市長が指示する事項を記載した施工計画書 (工事種別ごとの施工方法を記載した書類、図面、各工事の種別、段階ごとの工程表など)	○
17	土砂等売渡・譲渡証明書(第 13 号様式) 採石法等に基づく許認可等を受けた採取場から採取された土砂等であることを証する書類(県の許認可書の写し)	○
18	特定事業区域土地使用同意書(第 3 号様式) 当該同意書に使用した印鑑に係る印鑑登録証明書	○
19	特定事業区域施工同意書(第 5 号様式) 当該同意書に使用した印鑑に係る印鑑登録証明書	○
20	特定事業区域隣接土地所有者承諾書(第 7 号様式)	○
21	関係地域の住民への事業説明報告書(第 17 号様式)	○
22	前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面	△
	行政機関が所有又は管理する土地の場合は、許可申請書の写し、許認可書又はその他の施工同意を証明できる書面	△

○:必須、△:条件により必要

小規模等埋立届(第 12 号様式)の作成・記載要領

1. 作成要領

- (ア) 届出書及び添付書類については、フラットファイル等で製本してください。
- (イ) 届出書に添付する書類の目次を作成してください。その場合、規則第 8 条を基に、「小規模等埋立届提出書類一覧」を作成し、この順で製本の上、提出してください。
- (ウ) 提出部数は、正本(原本)1 部、副本 1 部です。(副本は写しでも可とします。また、副本は後日申請者へ控え用として返却します。)
- (エ) 添付書類(図面は除く。)は、原則として日本産業規格 A 列 4 判で作成してください。
- (オ) 土地の登記事項証明書、公図の写し、住民票の写し(法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書)、印鑑登録証明書は 3 か月以内に作成されたものを添付してください。

2. 記載要領

(ア) 申請者

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

を記載し、実印を押してください。

(イ) 特定事業区域の位置

特定事業区域のうち、代表的な位置を記載し、その他は「ほか〇〇筆」と表示してください。

(ウ) 特定事業区域の面積

特定事業区域全体の面積を記載してください。また、特定事業場及び周辺の状況が判断出来る平面図を作成し、隣地との境界等を明示してください。

(エ) 使用される土砂等の量

実測の平面図や断面図により計算した土砂等の量を記載してください。

(オ) 埋立て等の期間

特定事業を施工する期間としてください。

(カ) 使用される土砂等の搬入計画に関する事項

使用される土砂等が発生し、又は採取された場所並びに当該発生場所からの搬入経路図及び搬入計画に関する事項を記載した書類を作成してください。

(キ) 完了した場合の特定事業区域の構造

特定事業区域の施工前後の構造図を作成し、添付してください。また、施工後の構造図にはのり面保護方法等を記載してください。

(ク) 排水計画に関する事項

特定事業区域の集水区域図、現況排水平面図及び断面図、排水計画平面図及び断面図、調整池を設ける場合にあっては、その平面図、断面図及び構造図、容量計算書、放流先水路の流域図及び断面図、流量計算書を作成し、別紙として添付してください。

(ケ) 土地利用計画

特定事業完了後の土地利用計画を記載してください。

特定事業の変更について

特定事業の許可を受けて実施している事業で、申請内容について変更する場合には変更の許可が必要になります。

ただし、下記に該当する軽微な変更については、申請は必要ありませんが、土地所有者に特定事業軽微変更通知書(第26号様式)により通知のうえ、特定事業軽微変更届出書(第25号様式)により、市に届け出てください。

許可期間を変更する場合、当初の許可期限の満了日から 1 年を超える変更はできません。また、特定事業区域の面積が当初の10分の 2 を超える変更はできません。

- ・ 氏名若しくは名称、住所若しくは所在地又は法人の代表者の氏名の変更
- ・ 法定代理人の氏名又は住所の変更
- ・ 現場責任者の氏名及び職名の変更
- ・ 現場事務所の位置の変更
- ・ 特定事業に使用される土砂等の量の変更(当該土砂等の量を減少させるものに限る。)
- ・ 特定事業に使用される土砂等の発生場所並びに当該発生場所からの搬入予定量及び搬入計画に関する事項の変更(採石法等に基づき許認可等が行なわれた採取場から採取された土砂等をそれ以外の場所から採取された土砂等をそれ以外の場所から採取された土砂等に変更する場合を除く)
- ・ 特定事業区域外の地域への排水の水質検査を行うため施設の位置の変更
- ・ 特定事業に使用される土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置として、特定事業区域の区域内に設けた排水施設又は特定事業区域の区域外に設けた柵の構造の変更(排水施設又は柵の機能を高めるものに限る。)

特定事業変更許可申請書(第 24 号様式)の作成・記載要領

1. 作成要領

- (ア) 申請書及び添付書類については、フラットファイル等で製本してください。
- (イ) 申請書に添付する書類の目次を作成してください。
- (ウ) 提出部数は、正本(原本)1 部、副本 1 部です。(副本は写しでも可とします。また、副本は後日申請者へ控え用として返却します。)
- (エ) 添付書類(図面は除く。)は、原則として日本産業規格 A 列 4 判で作成してください。
- (オ) 土地の登記事項証明書、公図の写し、住民票の写し(法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書)、印鑑登録証明書は 3 か月以内に作成されたものを添付してください。なお、事前協議や許可申請で使用したものの写しを使用することはできません。

2. 記載要領

(ア) 申請者

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名を記載し、実印を押してください。

(イ) 変更する事項の内容及び変更の理由

規則第 10 条第 2 項各号、第 4 項各号又は第 5 項各号に掲げる事項(規則で定める軽微な変更を除く。)において変更申請を行おうとする事項について、変更前と変更後の内容及び理由を記載してください。

3. 添付書類

規則第 10 条第 2 項各号、第 4 項各号又は第 5 項各号に掲げる事項のうち、変更(規則で定める軽微な変更を除く。)に係る書類及び図面を添付してください。

※変更許可申請には、当初許可時に同意・承諾を得た者全てに、変更する内容について説明し、再度同意・承諾をもらう必要があります。(各種書類の同意者・承諾者の住所又は氏名が、土地の登記事項証明書の記載内容と異なる場合は、土地所有権を有する者であることを証する書類を添付してください。)

- ・ 特定事業区域の土地が自己所有でない場合には、特定事業区域内土地使用同意書(一時堆積特定事業の場合は、特定事業(一時堆積特定事業)区域土地使用同意書)及び押印した印鑑登録証明書
- ・ 特定事業の施工の妨げとなる権利者(地上権、永小作権、質権、賃借権又は抵当権)の特定事業区域施工同意書(一時堆積特定事業の場合は、特定事業(一時堆積特定事業)区域施工同意書)及び押印した印鑑登録証明書
- ・ 特定事業区域に隣接する土地が自己所有でない場合には、特定事業区域隣接土地所有者承諾書(一時堆積特定事業の場合は、特定事業(一時堆積特定事業)区域隣接土地所有者承諾書)及び押印した印鑑登録証明書
- ・ 特定事業区域に隣接する土地が自己所有でない場合には、特定事業区域隣接土地所有者承諾書(一時堆積特定事業の場合は、特定事業(一時堆積特定事業)区域隣接土地所有者承諾書)及び押印した印鑑登録証明書

4. 手数料

	単位	変 更 後 の 特 定 事 業 区 域 の 面 積	
変更許可申請	1 件	500 m ² 以上 3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上
		10,000 円	28,000 円

申請の際、手数料を納めてください。納入された手数料は、返還できません。

特定事業軽微変更届出書(第 25 号様式)の作成・記載要領

1. 作成要領

- (ア) 提出部数は、正本(原本)1 部、副本 1 部です。(副本は写しでも可とします。また、副本は届出者へ控え用として返却します。)
- (イ) 添付書類(図面は除く。)は、原則として日本産業規格 A 列 4 判で作成してください。
- (ウ) 土地の登記事項証明書、住民票の写し(法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書)、印鑑登録証明書は 3 か月以内に作成されたものを添付してください。なお、事前協議や許可申請で使用了ものの写しを使用することはできません。

2. 記載要領

(ア) 届出者

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名を記載し、実印を押してください。

(イ) 特定事業区域の位置及び許可期間

取得している許可内容を記載してください。

(ウ) 軽微な変更の内容

規則第 10 条第 2 項各号、第 4 項各号又は第 5 項各号に掲げる事項(規則で定める軽微な変更を除く。)において変更申請又は変更届出を行おうとする事項について、変更前と変更後の内容及び理由を記載してください。

3. 添付書類

変更事項に係る書類及び図面を添付してください。

土地所有者へ通知した特定事業軽微変更通知書(第 26 号様式)の写しを添付してください。

特定事業譲受けの許可申請について

特定事業の許可を受けた者から特定事業の全部を譲り受けようとする場合、事前に特定事業譲受け許可申請書(第 47 号様式)を提出し、許可を受ける必要があります。

特定事業の許可を受けた者から相続、合併又は分割があったことにより地位を承継した者は、承継した日から 10 日以内に特定事業相続等届(第 49 号様式)により、市に届け出るとともに、特定事業相続等通知書(第 50 号様式)により土地所有者へ通知する必要があります。

特定事業譲受け許可申請書(相続等届) 提出書類一覧

No	提出書類	許可申請		届出
		特定事業	一時堆積	
	特定事業譲受け許可申請書(第 47 号様式)	○	○	
	特定事業相続等届(第 49 号様式)			○
	委任状	△	△	△
1	住民票の写し(法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書)	○	○	○
	申請書(届出書)に使用した印鑑に係る印鑑登録証明書			
2	届出者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し	△	△	△
3	特定事業場の位置図及び付近の見取図	○	○	
4	現場責任者であることを証する書面	○	○	○
5	譲受け(相続等)を証する書類	○	○	○
6	特定事業区域土地使用同意書(第 3 号様式)	△		
	特定事業(一時堆積特定事業)区域土地使用同意書(第 4 号様式)		△	
	当該同意書に使用した印鑑に係る印鑑登録証明書	△	△	
7	特定事業区域施工同意書(第 5 号様式)	△		
	特定事業(一時堆積特定事業)区域施工同意書(第 6 号様式)		△	
	当該同意書に使用した印鑑に係る印鑑登録証明書	△	△	
8	特定事業区域隣接土地所有者承諾書(第 7 号様式)	△		
	特定事業(一時堆積特定事業)区域隣接土地所有者承諾書(第 8 号様式)		△	
	当該同意書に使用した印鑑に係る印鑑登録証明書	△	△	
9	特定事業近隣住民承諾書(第 9 号様式)	△		
	特定事業(一時堆積特定事業)近隣住民承諾書(第 10 号様式)		△	
	世帯数調査書(第 11 号様式)	△	△	

No	提出書類	許可申請		届出
		特定事業	一時堆積	
10	前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面	△	△	△
	行政機関が所有又は管理する土地の場合は、許可申請書の写し、許認可書又はその他の施工同意を証明できる書面	△	△	△

○：必須、△：条件により必要

特定事業譲受け許可申請書(第 47 号様式)の作成・記載要領

1. 作成要領

- (ア) 申請書及び添付書類については、フラットファイル等で製本してください。
- (イ) 申請書に添付する書類の目次を作成してください。
- (ウ) 提出部数は、正本(原本)1 部、副本 1 部です。(副本は写しでも可とします。また、副本は事前協議終了時に許可申請予定者へ控え用として返却します。)
- (エ) 添付書類(図面は除く。)は、原則として日本産業規格 A 列 4 判で作成してください。
- (オ) 土地の登記事項証明書、公図の写し、住民票の写し(法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書)、印鑑登録証明書は 3 か月以内に作成されたものを添付してください。

2. 記載要領

- (ア) 申請者
 - 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名を記載し、実印を押してください。
- (イ) 特定事業の許可及び特定事業場の位置
 - 譲受けの相手方が取得している許可内容を記載してください。
- (ウ) 譲受けの相手方の氏名及び住所
 - 譲受けの相手方の氏名及び住所を記載してください。
- (エ) 現場責任者の氏名及び職名
 - 現場責任者の氏名及び所属会社等における職名を記載してください。
- (オ) 法定代理人の氏名及び住所
 - 届出者が未成年である場合は、その法定代理人の氏名及び住所を記載してください。(該当しない場合には、斜線を入れてください。)
- (カ) 譲受けの理由
 - 譲受けの理由を記載してください。

3. 手数料

譲受け許可申請	1 件	20,000 円
---------	-----	----------

申請の際、手数料を納めてください。納入された手数料は、返還できません。

特定事業相続等届(第 49 号様式)の作成・記載要領

1. 作成要領

- (ア) 届出書及び添付書類については、フラットファイル等で製本してください。
- (イ) 届出書に添付する書類の目次を作成してください。
- (ウ) 提出部数は、正本(原本)1 部、副本 1 部です。(副本は写しでも可とします。また、副本は事前協議終了時に許可申請予定者へ控え用として返却します。)
- (エ) 添付書類(図面は除く。)は、原則として日本産業規格 A 列 4 判で作成してください。
- (オ) 土地の登記事項証明書、公図の写し、住民票の写し(法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書)、印鑑登録証明書は 3 か月以内に作成されたものを添付してください。

2. 記載要領

- (ア) 届出者
氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名を記載し、実印を押してください。
- (イ) 特定事業の許可及び特定事業場の位置
承継前の事業者が取得している許可内容を記載してください。
- (ウ) 承継前の事業者
承継前の事業者の氏名及び住所を記載してください。
- (エ) 承継年月日
事業を承継した年月日を記載してください。
- (オ) 現場責任者の氏名及び職名
現場責任者の氏名及び所属会社等における職名を記載してください。
- (カ) 法定代理人の氏名及び住所
届出者が未成年である場合は、その法定代理人の氏名及び住所を記載してください。(該当しない場合には、斜線を入れてください。)
- (キ) 承継の理由
承継の理由を記載してください。

特定事業の実施(許可・届出受理後の手続き等)について

1. 許可又は受理書の交付を受けた後の土砂等の搬入前の準備について

交付を受けた事業者は、

- ・ 現場事務所等の設置
- ・ 標識の設置
- ・ 土砂等の搬入路の設置
- ・ 排水の水質検査を行う施設の設置
- ・ 特定事業区域の境界の明示

を行い、土砂等の搬入の届出を提出後に土砂等を搬入することができることとなります。

※土砂等搬入届出書等の提出書類は、(一時堆積)特定事業許可申請書又は、小規模等埋立届に押印した印鑑と同じものを押印してください。

2. 土砂等の搬入の届出(条例第 18 条・規則第 19 条)について

特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、事前に土砂等搬入届(第 29 号様式)に次の書類を添付して提出してください。

- (ア) 発生元事業者が作成した土砂等発生元証明書(第 30 号様式)
- (イ) 採取者が作成した検査試料採取調書(第 20 号様式)
- (ウ) 分析機関と環境計量士の印がある地質分析(濃度)結果証明書(第 21 号様式)
- (エ) 検体採取場所の位置図(採取地点を平面図に記入)
- (オ) 検体採取現場の写真(採取地点と採取状況が分かるもの)

留意事項

- ① 土砂等搬入届は、土砂等の発生場所ごとに提出が必要です。また、同じ発生場所でも、搬入量が 5,000 m³を超えるごとに、新たな届出が必要です。
- ② 搬入計画と発生場所に変更が生じた場合は、特定事業軽微変更届出書(第 25 号様式)及び土砂等搬入届出書並びに関係書類一式を提出してください。
- ③ 搬入する土砂等が次の場合で、それを証する書面を添付する場合は、上記(イ)～(オ)の添付を省略することができます。
 - ・ 採石法等に基づき採取された土砂等を証する書面 ⇒「土砂等売渡・譲渡証明書」(第 13 号様式)及び採取場の許認可書の写し
この書面を添付する場合は、土砂等発生証明書(上記(ア))も省略できます。
 - ・ 公共工事により発生し、又は採取された土砂等で、「建設発生土管理基準」に適合する土砂等であることを証する書面 ⇒「汚染要因に関する調査書」

※日本産業規格の統合・分冊化により、規格番号の変更に伴い、分析方法については、改正後の規格番号に読み替えて分析してください。

3. 特定事業の着手の届出(条例第 17 条・規則第 18 条)について
土砂等の埋立て等に着手したときは、着手した日から 10 日以内に特定事業着手届(第 28 号様式)を提出してください。
4. 土砂等管理台帳(第 31 号様式・第 32 号様式)について
発生場所別に作成し、項目ごとに記載するとともに、土砂等の搬入過程を 1 日ごとに記入してください。台帳は許可又は届出の日から 1 年ごと、毎年 3 月末日をもって閉鎖し、5 年間保存してください。

5. 施工中の定期報告について

(ア) 土砂等の量等の報告

特定事業を着手した日から 1 か月に 1 回、期間内に搬入(又は搬出)した土砂等の量を発生場所ごとに、次の書類により、特定事業状況を報告してください。

- ① 特定事業状況報告書(第 33 号様式)
(一時堆積の場合は、一時堆積特定事業状況報告書(第 34 号様式))
- ② 現場写真
- ③ 計画平面図に土砂等を搬入した区域を明示した図面
- ④ 土砂等管理台帳(第 31 号様式)の写し
(一時堆積の場合は、土砂等管理台帳(一時堆積用)(第 32 号様式)の写し)

(イ) 地質調査等の報告

特定事業を着手した日から 3 か月に 1 回(最大高さが 5m 以上になる場合は、1 段が完成するごと)、市職員の立会のもと、地質検査及び水質検査を行ったうえで、次の書類により検査結果を報告しなければなりません。

なお、小規模等埋立事業の場合は、地質検査及び水質検査の定期報告が免除されます。

- ① 特定事業地質検査等報告書(第 35 号様式)
- ② 分析機関と環境計量士の印のある地質分析(濃度)結果証明書(第 21 号様式)
特定事業区域を 3,000 m²以内の区域に等分して検体を採取(5 点混合)します。

特定事業区域面積	検体数
0.3ha 未満	1 検体
0.3ha 以上 1ha 未満	2 検体
1ha 以上 2ha 未満	3 検体
以降 1ha 増えるごとに 1 検査地点数を追加するものとする	

- ③ 分析機関と環境計量士の印のある水質分析(濃度)結果報告書(第 36 号様式)

- ④ 採取者が記入した検査試料採取調書(第 20 号様式)(分析証明書ごと)
- ⑤ 検体採取場所の位置図(採取地点を平面図に記入)
- ⑥ 検体採取現場の写真(採取地点と採取状況が分かるもの)

6. その他

- (ア) 事業の実施に当たっては、許可条件、関係各課の指示事項を遵守してください。
- (イ) 標識(第 37 号様式)は、公衆の見やすい場所に設置してください。耐水性合板と同等以上の材質とし、白地に黒の文字とし、容易に消えないことが必要です。
- (ウ) 境界を示す旗・杭等は、状況に応じて特定事業区域と特定事業区域以外が明確になるように設置してください。
- (エ) 施工期間中は常に、近隣の住民等が申請書又は届出書及び各種提出書類の控えを縦覧できるように、これらの書類を関係書類等の縦覧場所に配置してください。

特定事業の廃止・中止の届出について

「廃止」とは、事業を完全にやめる状態をいい、再開するには、再度許可申請を行う必要があります。「中止」とは、許可を受けた行為について、2 か月以上中断する行為をいい、中止の期間に定めはありませんが、許可期間を超えることはできません。

1. 特定事業の「廃止」又は「中止」をしようとする場合は、あらかじめ、土壌の汚染及び災害の発生の防止をするために必要な措置に係る工程等について、特定事業廃止(中止)事前届(第38号様式)に平面図、縦断図、横断図、写真等を添付のうえ、提出し、市職員による現地確認を受けてください。
2. 特定事業を廃止した日から起算して 10 日以内に、特定事業廃止届(第 39 号様式)を提出してください。安全基準に適合しているかどうかの確認を行い、その結果を通知します。安全基準に適合していない旨の通知を受けた場合には、必要な措置を講じてください。
3. 特定事業廃止届提出後(中止の場合は、中止日から 10 日以内に)、特定事業状況報告書に必要書類(P.31)を添付し、提出してください。

特定事業の完了について

「完了」とは、期限内に、許可量の土砂等により構造基準等を適正履行し、埋立てが終了した状態をいいます。

1. 特定事業が完了する 2 か月前までに、完了するまでの工程等について、特定事業完了事前届(第 41 号様式)に平面図、縦断図、横断図、写真等を添付のうえ、提出し、市職員による現地確認を受ける必要があります。
2. 特定事業が完了した日から起算して10日以内に、特定事業完了届(第 42 号様式)を提出してください。安全基準に適合しているかどうかの確認を行い、その結果を通知します。安全基準に適合していない旨の通知を受けた場合には、必要な措置を講じてください。
3. 特定事業完了届提出後、特定事業状況報告書に必要書類(P.31)を添付し、提出してください。

特定事業の終了の届出について

1. 特定事業の許可期間が満了する日までに完了する見込みがない場合には、同日の 2 か月前までに、土壌の汚染及び災害の発生の防止をするために必要な措置に係る工程等について、特定事業終了事前届(第 44 号様式)に平面図、縦断図、横断図、写真等を添付のうえ、提出し、市職員による現地確認を受けてください。
2. 特定事業を終了した日から起算して 10 日以内に、特定事業終了届(第 45 号様式)を提出してください。
3. 特定事業完了届提出後、特定事業状況報告書に必要書類(P.31)を添付し、提出してください。

富津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例及び同条例施行規則

条例	規則
(目的) 第1条 この条例は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、市民の生活の安全を確保し、もって市民の生活環境を保全することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 土砂等の埋立て等 土砂等(土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいう。以下同じ。)による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等の堆積(製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。)を行う行為をいう。 (2) 特定事業 土砂等の埋立て等に供する区域(宅地造成その他事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域から発生し、又は採取された土砂等を当該事業のために利用するものであるときにあっては、当該事業を行う区域)以外の場所から発生し、又は採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であって、土砂等の埋立て等に供する区域の面積が500平方メートル以上であるものをいう。 (3) 小規模等埋立事業 特定事業であって、土砂等の埋立て等に供する区域の面積が3,000平方メートル未満であるもので、かつ、それに供する土砂等が採石法(昭和25年法律第291号)、砂利採取法(昭和43年法律第74号)、千葉県土採取条例(昭和49年千葉県条例第1号)その他の法令及び条例(以下「採石法等」という。)に基づき許認可等(許可、認可、免許、その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。)がなされた採取場から採取されたものをいう。 (4) 一時堆積特定事業 特定事業であって、他の場所への土砂等の搬出を目的として当該土砂等の堆積(採石法等に基づき許認可等がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために当該採取場内において一時的に行う土砂等の堆積を除く。)を行うものをいう。 (5) 特定事業区域 特定事業に供する区域をいう。 (6) 特定事業場 特定事業区域及び特定事業に供する施設が存する区域をいう。 (事業者の責務) 第3条 事業者は、その事業活動において、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止する責務を有し、土砂等の埋立て等に係る苦情及び紛争が生じた場合は、責任をもってその解決に当たらなければならない。 2 事業者は、土砂等の埋立て等に供する区域の周辺地域の住民及び関係者に対し、事業内容について事前に説明し、理解を得なければならない。 3 建設工事、しゅんせつ工事その他の事業を行う者は、その事業活動に伴い副次的に得られる土砂等の減量化を図るとともに、当該土砂等の製品化その他の有効利用に努めなければならない。 4 土砂等を運搬する事業を行う者は、土砂等の埋立て等に使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染状況を確認し、土砂等の埋立て等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等	(趣旨) 第1条 この規則は、富津市土砂等の埋立て等による土壌等の汚染及び災害の発生防止に関する条例(平成23年富津市条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この規則における用語の意義は、条例に規定する用語の例による。

条例	規則
を運搬することのないよう努めなければならない。 (土地所有者の責務) 第4条 土地の所有者は、土砂等の埋立て等を行う者に対して土地を提供しようとするときは、当該土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害が発生するおそれのないことを確認し、これらのおそれのある土砂等の埋立て等を行う者に対して当該土地を提供することのないよう努めるとともに、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止する責務を有する。 (市の責務) 第5条 市は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、土砂等の埋立て等の適正化に関する施策を推進するものとする。 2 市は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、千葉県と連携して土砂等の埋立て等の状況を把握するとともに、不適正な土砂等の埋立て等を監視する体制の整備に努めるものとする。 (土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準) 第6条 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準(以下「安全基準」という。)は、環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項に規定する土壌の汚染に係る環境基準及び水質汚濁に係る環境基準に準じて、規則で定める。 (安全基準に適合しない土砂等による土砂等の埋立て等の禁止等) 第7条 何人も、安全基準に適合しない土砂等を使用して、土砂等の埋立て等を行ってはならない。	(土壌基準) 第3条 条例第6条の土砂等の安全基準のうち土壌の汚染に係るものは、別表第1の項目の欄に掲げる項目に応じ、それぞれ基準値の欄に定めるところによる 2 前項の安全基準に適合しているかどうかは、別表第1の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において試料を採取し、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した測定値により判断するものとする。 (水質基準) 第4条 条例第6条の土砂等の安全基準のうち水質汚濁に係るものは、別表第2の項目の欄に掲げる項目に応じ、それぞれ基準値の欄に定めるところによる。 2 前項の安全基準に適合しているかどうかは、別表第2の項目の欄に掲げる項目ごとに、特定事業区域内の浸透水及び特定事業区域外の地域への排水を採取し、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した測定値により判断するものとする。
2 市長は、土砂等の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されているおそれがあると認めるときは、当該土砂等の埋立て等を行っている者に対し、直ちに当該土砂等の埋立て等を停止し、又は現状を保全するために、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 3 市長は、土砂等の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、速やかに当該土砂等及び当該土砂等の埋立て等が行われ、又は行われた場所の土壌に係る情報を住民に提供するとともに、当該土砂等の埋立て等を行い、又は行った者に対し、相当の期限を定めて、当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等(当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。)の全部若しくは一部を撤去し、又は当該土砂等の埋立て等による	

条例	規則
土壌の汚染を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 (土砂等の埋立て等による崩落等の防止措置等) 第8条 土砂等の埋立て等を行う者及び土地所有者は、当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないように必要な措置を講じなければならない。 2 市長は、土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがあると認めるときは、必要に応じ、当該土砂等の埋立て等を行い、若しくは行った者又は土地所有者に対し、これらを防止するために必要な措置を講ずるよう指導するものとする。 (特定事業の許可等) 第9条 特定事業を行おうとする者は、特定事業区域ごとに、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。ただし、当該特定事業が次の各号のいずれかに該当する事業である場合にあっては、この限りでない。 (1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う事業(以下「公共事業」という。) (2) 小規模等埋立事業であって、特定事業区域外の地域への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして	(公共的団体の範囲) 第5条 条例第9条第1項第1号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。 (1) 独立行政法人都市再生機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人水資源機構、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、成田国際空港株式会社、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構 (2) 地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に基づき設立された地方住宅供給公社 (3) 地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に基づき設立された地方道路公社 (4) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第10条第1項の規定により設立された土地開発公社 (5) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第10条第1項の規定により認可された土地改良区 (6) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合 (7) 地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人であって、土壌の汚染又は災害の防止に関し、国又は地方公共団体と同等以上の審査能力があると市長が認定した者 2 前項第7号の規定による市長の認定を受けようとする者は、公共的団体認定申請書(別記第1号様式)を市長に提出しなければならない。 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。 (1) 定款又は寄附行為の写し (2) 法人の登記事項証明書 (3) 事業報告書、損益計算書及び賃借対照表 4 市長は、第1項第7号の規定による認定をしたときは公共的団体認定通知書(別記第2号様式)により、認定をしないときはその旨を書面により当該認定を申請した者に通知するものとする。 第6条 条例第9条第1項第2号の規則で定める事業は、小規模等埋立事業であって、土砂等による埋立ての最大の高さが50センチメートル

条例	規則
規則で定める事業 (3) 前2号に掲げるもののほか、前2号の規定に準じて規則で定める事業 2 前項第2号に規定する事業を行おうとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、第2条第3号に規定する採取場から採取された土砂等であることを証する書面その他の規則で定める書類及び図面を添付して市長に届け出なければならない。この場合においては、次条第1項から第3項まで及び第5項の規定を準用する。	未滿の事業とする。 2 条例第9条第1項第3号の規則に定める事業は、次に掲げる事業とする。 (1) 運動場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常の管理行為として行う特定事業 (2) 工場等の緑化に伴う植栽のために樹木と一緒に土砂を搬入する特定事業 (3) 災害復旧のために必要な応急措置として行う特定事業 (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第8条の規定に基づく許可を受けた一般廃棄物最終処分場又は同法第 15 条の規定に基づく許可を受けた産業廃棄物最終処分場(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)第7条第 14 号口に規定する安定型産業廃棄物最終処分場を除く。)において行う特定事業 (許可の必要のない事業の届出) 第8条 条例第9条第2項の規定による届出は、特定事業に着手する日の 10 日前までに、小規模等埋立届(別記第 12 号様式)を市長に届け出ることに伴うものとする。 2 条例第9条第2項に規定する規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。 (1) 住民票の写し(法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書)及び届出に使用した印鑑に係る印鑑登録証明書(法人にあっては、法人の印鑑証明書であって法務局が発行したもの。以下同じ。) (2) 届出者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し (3) 特定事業場の位置図及び付近の見取図 (4) 特定事業場及び特定事業区域の実測求積図 (5) 特定事業場及び特定事業区域の平面図及び断面図(事業の施工前後の構造が確認できるものに限る。) (6) 特定事業場及び隣接する土地の登記事項証明書及び公図の写し(公図の写しにあっては、地目、所有者の住所及び氏名を記入し、謄写した法務局名、作成年月日を記載し、特定事業場及び特定事業区域の範囲が色分けで区分されているもの。以下同じ。) (7) 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書 (8) 特定事業に使用される土砂等の搬入経路図及び搬入計画に関する事項を記載した書類 (9) 集水区域図 (10) 現況排水平面図及び断面図 (11) 排水計画平面図及び断面図 (12) 調整池の平面図、断面図及び構造図 (13) 放流先水路の流域図及び断面図 (14) 流量計算書 (15) 特定事業が別表第3に掲げる行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書類 (16) 特定事業の施工の方法及び工程、施工に係る組織その他市長が指示する事項を記載した施工計画書 (17) 条例第2条第3号に規定する採取場から採取された土砂等であることを証する土砂等売渡・譲渡証明書(別記第 13 号様式) (18) 第7条第1項に規定する特定事業区域土地使用同意書又は特定事業(一時堆積特定事業)区域土地使用同意書及び当該同意書に使

条例	規則
(特定事業に係る土地所有者等の同意等) 第 10 条 第 12 条の規定による申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る特定事業を実施するために必要な区域の土地の所有者に対し、第5項に規定する事項を説明し、その同意を得なければならない。 2 前項に定めるもののほか、第 12 条の規定による申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る特定事業区域内の土地につき、規則で定める特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者(前項に規定する土地の所有者を除く。))に対し、第5項に規定する事項を説明し、その同意を得なければならない。 3 前2項に定めるもののほか、第 12 条の規定による申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、規則で定める特定事業区域に隣接する土地の所有者に対し、第5項に規定する事項を説明し、その承諾を得なければならない。 4 前3項に定めるもののほか、第 12 条の規定による申請をしようとする者のうち規則で定めるものは、あらかじめ、規則で定めるところにより、規則で定める特定事業区域の近隣の住民(第 21 条において「近隣住民」という。))に対し、次項に規定する事項を説明し、その承諾を得なければならない。	用した印鑑に係る印鑑登録証明書 (19) 第7条第3項に規定する特定事業区域土地施工同意書又は特定事業(一時堆積特定事業)区域施工同意書及び当該同意書に使用した印鑑に係る印鑑登録証明書 (20) 第7条第6項に規定する特定事業区域隣接土地所有者承諾書又は特定事業(一時堆積特定事業)区域隣接土地所有者承諾書 (21) 周辺地域の住民への事業説明報告書 (22) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面 (土地所有者等の同意等) 第7条 条例第 10 条第1項(条例第 15 条第1項及び条例第 26 条第1項において準用する場合を含む。))の同意は、特定事業区域土地使用同意書(別記第3号様式。条例第 12 条の規定による申請が一時堆積特定事業に係るものである場合にあっては、特定事業(一時堆積特定事業)区域土地使用同意書(別記第4号様式))によらなければならない。 2 条例第 10 条第2項(条例第 15 条第1項及び条例第 26 条第1項において準用する場合を含む。次項において同じ。))の規則で定める特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者は、特定事業区域内の土地につき地上権、永小作権、質権、賃借権又は抵当権を有するものとする。 3 条例第 10 条第2項の同意は、特定事業区域施工同意書(別記第5号様式。条例第 12 条の規定による申請が一時堆積特定事業に係るものである場合にあっては特定事業(一時堆積特定事業)区域施工同意書(別記第6号様式))によらなければならない。 4 第1項及び前項に規定する同意書には、当該同意書に使用した印鑑に係る印鑑登録証明書を添付しなければならない。 5 条例第 10 条第3項(条例第 15 条第1項及び条例第 26 条第1項において準用する場合を含む。次項において同じ。))の規則で定める特定事業区域に隣接する土地の所有者は、特定事業区域に隣接する全ての土地の所有者とする。 6 条例第10条第3項の規定による隣接する土地の所有者の承諾は、特定事業区域隣接土地所有者承諾書(別記第7号様式。条例第 12 条の規定による申請が一時堆積特定事業に係るものである場合にあっては特定事業(一時堆積特定事業)区域隣接土地所有者承諾書(別記第8号様式))によらなければならない。 7 条例第10条第4項の規則で定めるものは、次に掲げる特定事業以外の特定事業に係る申請をしようとするものとする。 (1) 採石法等に基づき許認可がなされた採取場から採取された土砂等による特定事業 (2) 前項に掲げるもののほか、土壌の汚染のおそれがないと市長が認める土砂等による特定事業のうち、特定事業区域の面積が3,000 平方メートル未満のもの 8 条例第 10 条第4項の規則で定める特定事業区域の近隣の住民は、特定事業区域から 300 メートル以内の区域に居住する住民とし、当該区域に居住する世帯の 10 分の8以上の世帯からの承諾を得なければならない。この場合において、当該区域に居住する世帯が 10 世帯未満のときは、前段に規定する承諾のほか、当該区域が属する地域(富津市区長設置要綱(令和2年富津市告示第 47 号)別表に規定する区をいう。))の住民の承諾を得なければならない。 9 条例第 10 条第4項の規定による特定事業区域の近隣の住民の承諾

条例	規則
5 前各項の同意又は承諾に係る事項は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。 (1) 第 12 条第1項の規定による申請 同項第1号から第 13 号までに掲げる事項 (2) 第 12 条第2項の規定による申請 同項第1号から第8号までに掲げる事項 (3) 第 12 条第3項の規定による申請 同条第1項第1号、第2号、第4号、第6号から第9号まで、第 12 号及び第 13 号(当該申請が一時堆積特定事業である場合にあっては、同条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号)に掲げる事項 (事前協議) 第 11 条 第9条第1項又は第 15 条第1項の許可の申請をしようとする者(以下この条において「許可申請予定者」という。)は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した計画書に特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出し、協議をしなければならない。ただし、小規模等埋立事業にあっては、当該協議を省略することができる。 (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 特定事業区域の位置及び面積 (3) 特定事業区域の面積が 3,000 平方メートル以上のものにあっては、現場事務所(土砂等の搬入(次項に規定する一時堆積特定事業である場合にあっては、搬入及び搬出)を管理するための事務所をいう。以下同じ。)その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置 (4) 現場責任者の氏名及び職名 (5) 特定事業に使用される土砂等の量 (6) 特定事業の期間 (7) 特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造 (8) 特定事業に使用される土砂等が発生し、又は採取された場所(以下「発生場所」という。)並びに当該発生場所からの搬入予定量及び搬入計画に関する事項 (9) 特定事業区域の土壌についての地質検査及び水質検査を行うために必要な措置 (10) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置 (11) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置 (12) 特定事業区域及び周辺地域における水害を防止するために必要な措置 (13) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項	は、特定事業区域近隣住民承諾書(別記第9号様式。 条例第 12 条の規定による申請が一時堆積特定事業に係るものである場合にあっては、特定事業(一時堆積特定事業)区域近隣住民承諾書(別記第 10 号様式))に世帯数調査書(別記第 11 号様式)を添付して行わなければならない。 (事前協議) 第9条 条例第 11 条第1項に規定する協議は、特定事業(変更)事前計画書(別記第 14 号様式)を市長に提出することにより行わなければならない。 2 条例第 11 条第1項の規則で定める書類及び図面(条例第 15 条第1項の許可を受けようとする場合にあっては、変更に係るものに限る。)は、次に掲げるものとする。 (1) 特定事業場の位置図及び付近の見取図 (2) 特定事業場及び特定事業区域の実測求積図 (3) 特定事業場及び特定事業区域の平面図及び断面図(特定事業の施工前後の構造が確認できるものに限る。) (4) 特定事業場及び隣接する土地の登記事項証明書及び公図の写し (5) 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書 (6) 特定事業に使用される土砂等の搬入予定経路図及び搬入計画に関する事項を記載した書類 (7) 特定事業区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等を採取する地点の位置図 (8) 特定事業区域の土壌の地質検査及び水質検査に関する計画書 (9) 特定事業区域外の地域への排水の水質検査を行うための施設の構造図 (10) 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した計算書 (11) 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図及び背面図並びに構造計算書 (12) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書 (13) 集水区域図 (14) 現況排水平面図及び断面図 (15) 排水計画平面図及び断面図 (16) 調整池の平面図、断面図及び構造図 (17) 放流先水路の流域図及び断面図 (18) 流量計算書 (19) 特定事業が別表第3に掲げる行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面

条例	規則
2 前項の規定にかかわらず、第9条第1項又は第 15 条第1項の許可が一時堆積特定事業である場合にあっては、許可申請予定者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した計画書に特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出し、協議をしなければならない。ただし、小規模等埋立事業にあっては、当該協議を省略することができる。 (1) 前項第1号から第4号までに掲げる事項 (2) 一時堆積特定事業の期間 (3) 一時堆積特定事業区域の表土の地質状況(当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造) (4) 一時堆積特定事業に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量 (5) 一時堆積特定事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造 (6) 特定事業区域の土壌についての地質検査及び水質検査を行うために必要な措置 (7) 特定事業場外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置 (8) 一時堆積特定事業に使用される土砂等について、発生場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置 (9) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項 3 前2項に規定する協議の内容について変更が生じたときは、許可申請予定者は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。 4 第1項又は第2項に規定する協議を開始したときは、許可申請予定者は、当該協議に係る特定事業の計画の内容について、規則で定めるところにより住民説明を行わなければならない。 5 前項に規定する住民説明が終了したときは、許可申請予定者は、規則で定めるところにより、住民説明の実施状況の報告書を市長に提出しなければならない。 (許可の申請) 第12条 第9条第1項の許可(一時堆積特定事業及び小規模等埋立事業	(20) 特定事業の施工の方法及び工程、施工に係る組織その他市長が指示する事項を記載した施工計画書 (21) 現場責任者であることを証する書類 (22) 資金計画及び実績に関する書類 (23) 住民説明会の計画書 (24) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面 3 条例第11条第2項に規定する協議は、一時堆積特定事業(変更)事前計画書(別記第15号様式)を市長に提出することにより行わなければならない。 4 条例第11条第2項の規則で定める書類及び図面(条例第15条第1項の許可を受けようとする場合にあっては、変更に係るものに限る。)は、次に掲げるものとする。 (1) 第2項第1号、第2号、第4号、第8号、第9号、第19号から第21号まで及び第23号に掲げるもの (2) 特定事業場及び特定事業区域の平面図及び断面図(土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。) (3) 特定事業に使用される土砂等の搬入搬出予定経路図及び搬入搬出計画に関する事項を記載した書類 (4) 特定事業区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等を採用する地点の位置図。ただし、特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造図 (5) 特定事業に使用される土砂等について、発生場所ごとに当該土砂等を区分するための構造 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面 5 条例第11条第3項の規定による届出は、特定事業事前計画変更届(別記第16号様式)に協議の内容の変更に係る書類及び図面を添付して届け出なければならない。 6 条例第11条第4項の規則で定める住民説明は、特定事業区域に隣接する土地の所有者、特定事業区域の近隣の住民及び当該住民が居住する地域の住民に説明会の開催を周知したうえで開催しなければならない。ただし、条例第11条第1項又は第2項に規定する協議を行った者の責めに帰すことのできない事由により当該説明会を開催することができない場合においては、その特定事業の計画を記載した資料を配布する方法等に代えることができる。 7 条例第11条第5項の規定による住民説明の実施状況の報告は、特定事業説明実施状況報告書(別記第17号様式)に出席者名簿を添えて、事前協議期間内に行わなければならない。 8 条例第11条第1項又は第2項に規定する協議の期間(同条第3項の変更に要する期間を含む。))は、協議を開始した日から起算して2年以内とする。 9 市長は、条例第11条第1項又は第2項に規定する協議が成立したときは、特定事業(変更)事前協議済書(別記第18号様式)を申請者に交付するものとする。この場合において、申請者に特定事業事前協議済書を交付した日から起算して2年以内に条例第12条に規定する許可の申請がされない場合には、その効力を失うものとする。 (許可の申請) 第10条 条例第12条第1項及び同条第3項(一時堆積特定事業を除

条例	規則
の許可を除く。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、第 10 条に規定する同意等を得たことを証する書面、特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 特定事業区域の位置及び面積 (3) 特定事業区域の面積が3,000 平方メートル以上のものにあっては、現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置 (4) 現場責任者の氏名及び職名 (5) 特定事業区域の表土の地質状況 (6) 特定事業に使用される土砂等の量 (7) 特定事業の期間 (8) 特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造 (9) 特定事業に使用される土砂等の発生場所及び当該発生場所からの搬入予定量並びに搬入計画に関する事項 (10) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域の土壌についての地質検査及び水質検査を行うために必要な措置 (11) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置 (12) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置 (13) 特定事業区域及び周辺地域における水害を防止するために必要な措置 (14) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項	く。)に規定する申請書は、特定事業許可申請書(別記第 19 号様式)とする。 2 条例第 12 条第 1 項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。 (1) 住民票の写し(法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書)及び申請書に使用した印鑑に係る印鑑登録証明書 (2) 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し (3) 特定事業場の位置図及び付近の見取図 (4) 特定事業場及び特定事業区域の実測求積図 (5) 特定事業場及び特定事業区域の平面図及び断面図(事業の施工前後の構造が確認できるものに限る。) (6) 特定事業場及び隣接する土地の登記事項証明書及び公図の写し (7) 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書 (8) 特定事業に使用される土砂等の搬入経路図及び搬入計画に関する事項を記載した書類 (9) 特定事業区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに採取した試料ごとの検査試料採取調査(別記第 20 号様式)及び地質分析(濃度)結果証明書(別記第 21 号様式。計量法(平成 4 年法律第 51 号)第 122 条第 1 項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士(以下「環境計量士」という。))が発行したものに限る。以下同じ。) (10) 特定事業区域の土壌の地質検査及び水質検査に関する計画書 (11) 特定事業区域外の地域への排水の水質検査を行うための施設の構造図 (12) 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した計算書 (13) 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図及び背面図並びに構造計算書 (14) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書 (15) 集水区域図 (16) 現況排水平面図及び断面図 (17) 排水計画平面図及び断面図 (18) 調整池の平面図、断面図及び構造図 (19) 放流先水路の流域図及び断面図 (20) 流量計算書 (21) 特定事業が別表第 3 に掲げる行為に該当する場合にあって、当該行為に該当することを証する書面 (22) 特定事業の施工の方法及び工程、施工に係る組織その他市長が指示する事項を記載した施工計画書 (23) 現場責任者であることを証する書類 (24) 資金計画及び実績に関する書類 (25) 第 7 条第 1 項に規定する土地使用同意書及び当該同意書に使用した印鑑に係る印鑑登録証明書 (26) 第 7 条第 3 項に規定する施工同意書及び当該同意書に使用した印鑑に係る印鑑登録証明書 (27) 第 7 条第 6 項に規定する隣接土地所有者承諾書 (28) 第 7 条第 9 項に規定する近隣住民承諾書及び世帯数調査書

条例	規則
2 第9条第1項の許可が一時堆積特定事業である場合にあっては、当該許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、第10条に規定する同意等を得たことを証する書面、特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 前項第1号から第4号までに掲げる事項 (2) 一時堆積特定事業の期間 (3) 一時堆積特定事業区域の表土の地質状況(当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造) (4) 一時堆積特定事業に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量 (5) 一時堆積特定事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造 (6) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域の土壌についての地質検査及び水質検査を行うために必要な措置 (7) 特定事業場外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置 (8) 一時堆積特定事業に使用される土砂等について、発生場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置 (9) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項 3 第9条第1項の許可が小規模等埋立事業である場合にあっては、当該許可を受けようとする者は、第1項第1号、第2号、第4号、第6号から第9号まで、第12号及び第13号(当該許可が一時堆積特定事業である場合にあっては、前項第1号、第2号、第4号及び第5号)に掲げる事項を記載した申請書に第10条第1項から第3項までに規定する同意等を得たことを証する書面、特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。	(29) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面 3 条例第12条第2項及び第3項(一時堆積特定事業に限る。)に規定する申請書は、一時堆積特定事業許可申請書(別記第22号様式)とする。 4 条例第12条第2項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。 (1) 第2項第1号から第4号まで、第6号、第10号、第11号、第21号から第23号まで及び第25号から第28号までに掲げる書類及び図面 (2) 特定事業場及び特定事業区域の平面図及び断面図(土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。) (3) 特定事業に使用される土砂等の搬入搬出経路及び搬入搬出計画に関する事項を記載した書類 (4) 特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造図 (5) 特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合にあっては、第2項第9号に掲げる書類及び図面 (6) 特定事業に使用される土砂等について、発生場所ごとに当該土砂等を区分するための構造 (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面 5 条例第12条第3項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。 (1) 一時堆積特定事業以外の場合 ア 第2項第1号から第8号まで、第12号から第23号まで、第25号から第27号までに掲げる書類及び図面 イ 条例第2条第3号に規定する採取場から採取された土砂等であることを証する土砂等売渡・譲渡証明書 ウ 関係地域の住民への事業説明報告書 エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面 (2) 一時堆積特定事業の場合 ア 第2項第1号から第4号まで、第6号、第21号から第23号まで、第25号から第27号までに掲げる書類及び図面 イ 特定事業場及び特定事業区域の平面図及び断面図(土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。) ウ 特定事業に使用される土砂等の搬入搬出経路図及び搬入搬出計画に関する事項を記載した書類 エ 条例第2条第3号に規定する採取場から採取された土砂等であることを証する土砂等売渡・譲渡証明書 オ 関係地域の住民への事業説明報告書 カ アからオまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面 6 第2項第9号及び第4項第5号の特定事業区域の表土の地質検査は、次に掲げる方法によらなければならない。 (1) 地質検査は、次の表の左欄に掲げる特定事業区域の面積に応じ、

条例	規則																								
	それぞれ当該右欄に定める検査地点数以上の区域に等分して行うこと。 <table> <tr><td>0.3ヘクタール未満</td><td>1</td></tr> <tr><td>0.3ヘクタール以上1ヘクタール未満</td><td>2</td></tr> <tr><td>1ヘクタール以上2ヘクタール未満</td><td>3</td></tr> <tr><td>2ヘクタール以上3ヘクタール未満</td><td>4</td></tr> <tr><td>3ヘクタール以上4ヘクタール未満</td><td>5</td></tr> <tr><td>4ヘクタール以上5ヘクタール未満</td><td>6</td></tr> <tr><td>5ヘクタール以上6ヘクタール未満</td><td>7</td></tr> <tr><td>6ヘクタール以上7ヘクタール未満</td><td>8</td></tr> <tr><td>7ヘクタール以上8ヘクタール未満</td><td>9</td></tr> <tr><td>8ヘクタール以上9ヘクタール未満</td><td>10</td></tr> <tr><td>9ヘクタール以上10ヘクタール未満</td><td>11</td></tr> <tr><td>10ヘクタール以上</td><td>12</td></tr> </table> 注 面積が10ヘクタールを超えるときは、1ヘクタール増えるごとに1検査地点数を追加するものとする。 (2) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域ごとに土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において行うこと。 (3) 地質検査は、前号の規定により採取された試料について、それぞれ別表第11に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。 (許可書等の交付) 第11条 市長は、条例第12条の規定により申請があったときは、その内容を審査し事業の可否を決定し、特定事業許可(不許可)決定通知書(別記第23号様式)により当該許可を申請した者に通知するものとする。	0.3ヘクタール未満	1	0.3ヘクタール以上1ヘクタール未満	2	1ヘクタール以上2ヘクタール未満	3	2ヘクタール以上3ヘクタール未満	4	3ヘクタール以上4ヘクタール未満	5	4ヘクタール以上5ヘクタール未満	6	5ヘクタール以上6ヘクタール未満	7	6ヘクタール以上7ヘクタール未満	8	7ヘクタール以上8ヘクタール未満	9	8ヘクタール以上9ヘクタール未満	10	9ヘクタール以上10ヘクタール未満	11	10ヘクタール以上	12
0.3ヘクタール未満	1																								
0.3ヘクタール以上1ヘクタール未満	2																								
1ヘクタール以上2ヘクタール未満	3																								
2ヘクタール以上3ヘクタール未満	4																								
3ヘクタール以上4ヘクタール未満	5																								
4ヘクタール以上5ヘクタール未満	6																								
5ヘクタール以上6ヘクタール未満	7																								
6ヘクタール以上7ヘクタール未満	8																								
7ヘクタール以上8ヘクタール未満	9																								
8ヘクタール以上9ヘクタール未満	10																								
9ヘクタール以上10ヘクタール未満	11																								
10ヘクタール以上	12																								
(申請の制限) 第13条 第9条第1項の許可を受けようとする者は、同項の許可を既に受けて特定事業を実施している場合には、前条の規定による申請をすることができない。 (許可の基準) 第14条 市長は、第12条第1項の規定による申請が、次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、第9条第1項の許可をしてはならない。 (1) 申請者が次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。 ア 第7条第2項若しくは第3項、第28条又は第30条の規定により命令を受け、必要な措置を完了していない者 イ 第29条第1項の規定により許可を取り消され、その取消の日から起算して3年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る富津市行政手続条例(平成9年富津市条例第3号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)であった者で当該取消の日から起算して3年を経過しないものを含む。)。ただし、申請者が、第29条第1項第3号又は第7号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。																									

条例	規則
ウ 第 29 条第1項の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者 エ 特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 オ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がアからエまでのいずれかに該当するもの (2) 第 10 条に規定する同意等を得ていること。 (3) 特定事業の許可を受けた日から起算して3年(特定事業区域の面積が 3,000 平方メートル未満である場合は1年)以内に完了するものであること。 (4) 特定事業区域の面積が 3,000 平方メートル以上のものにあつては、現場事務所を設置すること。 (5) 特定事業場には、現場責任者を置くこと。 (6) 特定事業区域の表土が安全基準に適合する土砂等であること。 (7) 特定事業が完了した場合において、当該特定事業に使用された土砂等の堆積の構造が、特定事業区域外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。 (8) 特定事業区域及び周辺地域における水害を防止するものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。 (9) 第 12 条第1項第9号に規定する搬入計画における特定事業に使用される土砂等の発生場所が特定していること。 (10) 第 12 条第1項第9号に規定する搬入計画において、許可を受けた日から起算して6月以内に特定事業に着手する計画となっていること。 (11) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること。 (12) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域の土壌についての地質検査及び水質検査を行うために必要な措置が図られていること。 (13) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置が図られていること。 (14) 前各号に掲げるもののほか、事業を施工するにあたって規則で定める基準を遵守すること。 2 市長は、第 12 条第2項の規定による申請が、前項第1号から第5号まで及び第 12 号から第 14 号まで並びに次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、第9条第1項の許可をしてはならない。 (1) 特定事業区域の表土が安全基準に適合する土砂等であること。ただし、当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断され、土壌の汚染が防止されていると認められる場合にあつては、この限りではない。 (2) 特定事業場の構造が、当該特定事業場外の地域への特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するもので	(構造上の基準) 第 12 条 条例第 14 条第1項第7号の規則で定める構造上の基準は、別表第4第2項第1号に定めるところによる。 2 条例第 14 条第2項第2号の規則で定める構造上の基準は、別表第4第3項に定めるところによる。 (水害防止の基準) 第 13 条 条例第 14 条第1項第8号の規則で定める構造上の基準は、別表第4第2項第2号に定めるところによる。 (施工の基準) 第 14 条 条例第 14 条第1項第 14 号の規則で定める基準は、別表第4第1項に定めるところによる。

条例	規則
あること。 (3) 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の発生場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置が図られていること。 3 市長は、第 12 条第3項の規定による申請が、第1項第1号から第3号まで、第5号、第7号から第 11 号まで及び第 14 号(当該申請が一時堆積特定事業である場合にあつては、第1項第1号から第3号まで、第5号及び第 14 号並びに前項第2号)に適合していると認めるときでなければ、第9条第1項の許可をしてはならない。 4 第 12 条第1項から第3項までの規定による申請が、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定める行為にあつては、第1項第7号、第8号及び第 11 号並びに第2項第2号の規定は、適用しない。 (変更の許可等) 第 15 条 第9条第1項の許可を受けた者は、第 12 条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項を変更(規則で定める軽微な変更を除く。)しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。この場合においては、第 10 条の規定を準用する。 2 第9条第1項の許可を受けた者が第7条第2項若しくは第3項、第 28 条又は第 30 条の規定による命令に従って、当該許可に係る第 12 条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、前項の規定は、適用しない。 3 第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に同項において準用する第 10 条に規定する同意等を得たことを証する書面その他の規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名 (2) 変更の内容及びその理由 (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項 4 第1項の許可を受けようとする者は、第9条第1項の許可に係る特定事業の期間を変更する場合にあつては、当該許可に係る特定事業の期間が満了する日から起算して1年を超えて申請することができない。 5 第1項の許可を受けようとする者は、第9条第1項の許可に係る特定事業区域の面積を変更する場合にあつては、新たに特定事業区域とな	(構造上の基準に係る適用除外) 第 15 条 条例第 14 条第4項の規則で定める行為は、別表第3に掲げる行為とする。 (変更の許可の申請等) 第 16 条 条例第 15 条第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 (1) 氏名若しくは名称、住所若しくは所在地又は法人の代表者の氏名の変更 (2) 法定代理人の氏名又は住所の変更 (3) 現場責任者の氏名及び職名の変更 (4) 現場事務所の位置の変更 (5) 特定事業に使用される土砂等の量の変更(当該土砂等の量を減少させるものに限る。) (6) 特定事業に使用される土砂等の発生場所並びに当該発生場所からの搬入予定量及び搬入計画に関する事項の変更(採石法等に基づき許認可等が行われた採取場から採取された土砂等をそれ以外の場所から採取された土砂等に変更する場合を除く。) (7) 特定事業区域外の地域への排水の水質検査を行うための施設の位置の変更 (8) 特定事業に使用される土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置として、特定事業区域の区域内に設けた排水施設又は特定事業区域の区域外に設けた柵の構造の変更(排水施設又は柵の機能を高めるものに限る。) 2 条例第 15 条第3項に規定する申請書は、特定事業変更許可申請書(別記第 24 号様式)とする。 3 条例第 15 条第3項の規則で定める書類及び図面は、第 11 条第2項各号、第4項各号及び第5項各号に掲げる書類及び図面のうち変更に係る書類及び図面とする。

条例	規則
る面積について、当該許可に係る特定事業区域の面積の10分の2を超えて申請することができない。 6 第1項の許可を受けようとする者は、第7条第2項若しくは第3項、第28条又は第30条の規定により命令を受けた者である場合であつて、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。 7 第1項の許可の基準については、前条の規定を準用する。 8 第9条第1項の許可を受けた者は、第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出るとともに、第10条第1項(第1項及び第26条第1項において準用する場合を含む。第27条第2項、第32条及び第33条において同じ。)の同意をした土地の所有者に通知しなければならない。 (許可の条件) 第16条 市長は、第9条第1項の許可(前条第1項及び第26条第1項の許可を含む。以下この章(次条を除く。))において同じ。)には、条件を付することができる。この場合において、その条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。 (特定事業の着手の届出) 第17条 第9条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業に着手したときは、着手した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。 (土砂等の搬入の届出) 第18条 第9条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、当該土砂等の発生場所ごとに、当該土砂等が当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものを添付して市長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものの添付は、これを省略することができる。 (1) 当該土砂等が、公共事業により発生し、又は採取された土砂等である場合であつて、当該土砂等が安全基準に適合していることについて事前に市長の承認を受けたものであるとき。 (2) 当該土砂等が、採石法等に基づき許可等がなされた土砂等の採取場から採取された土砂等である場合であつて、当該採取場から	4 条例第15条第8項の規定による市長への届出は、第1項に規定する軽微な変更をした日から起算して10日以内に特定事業軽微変更届出書(別記第25号様式)を、同項の規定による土地の所有者への通知は、特定事業軽微変更通知書(別記第26号様式)を提出して行わなければならない。 5 前項の届出には、変更事項を証する書類を添付するものとする。 (変更許可等の決定) 第17条 市長は、条例第15条第1項の規定により申請があつたときは、その内容を審査し事業の可否を決定し、特定事業変更許可(不許可)決定通知書(別記第27号様式)により当該許可を申請した者に通知するものとする。 (特定事業の着手の届出) 第18条 条例第17条の規定による届出は、特定事業着手届(別記第28号様式)により行わなければならない。 (土砂等の搬入の届出) 第19条 条例第18条の規定による届出は、土砂等の搬入量が5,000立方メートル以内ごとに、特定事業区域への搬入を開始する前日までに土砂等搬入届(別記第29号様式)を提出して行わなければならない。 2 条例第18条の土砂等が当該採取場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、次に掲げる書面とする。 (1) 当該土砂等の発生場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書(別記第30号様式) (2) 土質の試料を採取した地点を明らかにした土砂等の採取場所の平面図 (3) 土砂等の採取場所の現場写真 3 条例第18条の土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等の量の5,000立方メートルごとの検査試料採取調書及び地質分析(濃度)結果証明書とする。 4 前項の搬入しようとする土砂等に係る地質分析(濃度)結果証明書を作成するために行う当該土砂等の地質分析は、それぞれ別表第1に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行わなければならない。 5 条例第18条第2号の採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、第8条第2項第17号並

条例	規則
採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。 (3) 当該土砂等が、他の場所への搬出を目的として土砂等の堆積(次条第1項第2号において「一時的堆積」という。)を行う場所(当該場所において土砂等の発生場所が明確に区分されているものに限る。)から発生し、又は採取された土砂等である場合であって、当該発生場所から発生し、又は採取されたことを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、当該土砂等について土壌の汚染のおそれがないと市長が認めた場合 (土砂等管理台帳の作成) 第19条 第9条第1項の許可(当該許可が一時堆積特定事業に係るものである場合を除く。)を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等について、発生場所ごとに、次に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳を作成し、1年ごとに閉鎖しなければならない。 (1) 当該許可に係る特定事業区域に搬入された土砂等の発生場所からの運搬手段 (2) 当該許可に係る特定事業区域に搬入された土砂等がその過程において一時的堆積が行われたものである場合は、当該一時的堆積が行われた場所 (3) 当該許可に係る特定事業区域に搬入された土砂等の1日当たりの量 (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項 2 第9条第1項の許可(当該許可が一時堆積特定事業に係るものである場合に限る。)を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等について、発生場所ごとに、次に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳を作成し、1年ごとに閉鎖しなければならない。 (1) 前項第1号から第3号までに掲げる事項 (2) 当該許可に係る特定事業区域から搬出された土砂等の1日当たりの量及び搬出先ごとの内訳 (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項	びに第11条第5項第1号及び第2号に規定する土砂等売渡・譲渡証明書とする。 (土砂等管理台帳) 第20条 条例第19条第1項に規定する土砂等管理台帳は、土砂等管理台帳(別記第31号様式)によるものとする。 2 条例第19条第1項第4号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。 (1) 特定事業の許可を受けた者の氏名又は名称 (2) 特定事業の許可の年月日及びその番号 (3) 特定事業場の位置及び特定事業区域の面積 (4) 特定事業の許可の期間 (5) 特定事業に使用される土砂等の量 (6) 現場責任者の氏名及び職名 (7) 特定事業に使用される土砂等の発生場所並びに当該発生場所の事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地 (8) 特定事業に使用される土砂等の発生又は採取に係る工事の内容及び当該工事の責任者の氏名 (9) 特定事業に使用される土砂等の発生場所の事業者との間の契約における土砂等の搬入量及び搬入期間並びに当該土砂等の運搬を委託した場合の受託者の氏名又は名称 3 条例第19条第2項に規定する土砂等管理台帳は、土砂等管理台帳(一時堆積特定事業用)(別記第32号様式)によるものとする。 4 条例第19条第2項第3号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。 (1) 第2項各号(第5号を除く。)に掲げる事項

条例	規則
3 第9条第1項の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、前2項の規定により作成する土砂等管理台帳の写しを添付して、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等の量等を市長に報告しなければならない。 (地質検査等の報告) 第20条 第9条第1項の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る特定事業区域の土壌についての地質検査及び水質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、小規模等埋立事業にあっては、この限りでない。	(2) 特定事業に使用される土砂等の搬入量及び搬出量 5 条例第 19 条第1項及び第2項に規定する土砂等管理台帳は、毎月の末日までに、当該月中における同条第1項各号又は同条第2項各号に規定する事項について、記載を終了していなければならない。 6 条例第 19 条第1項及び第2項に規定する土砂等管理台帳は、毎年3月末日をもって閉鎖しなければならない。 (土砂等の量等の報告) 第21条 条例第 19 条第3項の規定による報告は、特定事業を着手した日から1月ごとに当該1月を経過した日から 10 日以内(特定事業の中止をしようとするとき(当該中止をしようとする期間が2月以上であるときに限る。次項において同じ。))は当該中止をしようとする期間の開始の日から 10 日以内、特定事業を廃止し、完了し又は終了した場合にあっては、条例第 23 条第3項、条例第 24 条第3項又は条例第 25 条第3項の規定による届出のとき)に、特定事業状況報告書(別記第 33 号様式)を提出して行わなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、特定事業が一時堆積特定事業である場合にあっては、条例第 19 条第3項の規定による報告は、当該特定事業を着手した日から1月ごとに当該1月を経過した日から 10 日以内(特定事業の中止をしようとするときは当該中止をしようとする期間の開始日から 10 日以内、特定事業を廃止し、完了し又は終了した場合にあっては、条例第 23 条第3項、条例第 24 条第3項又は条例第 25 条第3項の規定による届出のとき)に、一時堆積特定事業状況報告書(別記第 34 号様式)を提出して行わなければならない。 (地質検査) 第22条 条例第 20 条第1項の地質検査は、特定事業を着手した日から3月ごと及び最大高さが5メートル以上になる場合にあっては、1段が完成するごと(条例第 23 条第3項、条例第 24 条第3項又は条例第 25 条第3項の規定による届出を行った場合にあっては、市長が指定する期日)に、市長が指定する職員立会いの上、次に掲げる方法により行わなければならない。 (1) 地質検査は、特定事業区域を 3,000 平方メートル以内の区域に等分して行うこと。 (2) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5メートルから 10 メートルまでの4地点(当該地点がない場合にあっては、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境界の中間の4地点)の土壌について行うこと。 (3) 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後、第1号の規定により区分された区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。ただし、市長が定めるところにより、第1号の規定により区分された複数の区域から採取された土砂等を混合し、1試料とすることができる。 (4) 地質検査は、前号の規定により作成された試料について、それぞれ別表第1に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。 2 特定事業が一時堆積特定事業である場合にあっては、条例第 20 条第1項の規定による地質検査は、前項の規定にかかわらず、特定事業を着手した日から3月ごと(条例第 23 条第3項、条例第 24 条第3項(表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合の

条例	規則
	当該特定事業に係る完了の届出を除く。)又は条例第 25 条第3項の規定による届出を行った場合にあっては、市長が指定する期日)に、市長が指定する職員の立会いの上、前項各号に掲げる方法により行わなければならない。ただし、一の土砂等搬入届に係る土砂等ごとに当該土砂等が区分された状態で堆積されている場合にあっては、地質検査は省略することができる。 (水質検査) 第23条 条例第20条第1項の水質検査は、特定事業を着手した日から3月ごと及び最大高さが5メートル以上になる場合にあっては、1段が完成すること(条例第23条第3項、条例第24条第3項又は条例第25条第3項の規定による届出を行った場合にあっては、市長が指定する期日)に、市長の指定する職員の立会いの上、試料を採取し、それぞれ別表第2に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行わなければならない。 2 特定事業が一時堆積特定事業である場合にあっては、条例第 20 条第1項の規定による水質検査は、前項の規定にかかわらず、特定事業を着手した日から3月ごと(条例第23条第3項、条例第24条第3項又は条例第 25 条第3項の規定による届出を行った場合にあっては、市長が指定する期日)に、市長の指定する職員の立会いの上、試料を採取し、それぞれ別表第2に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行わなければならない。 (地質調査等の報告) 第24条 条例第20条第1項の規定による報告は、特定事業を着手した日から3月ごと及び最大高さが5メートル以上になる場合にあっては、1段が完成すること当該3月を経過した日又は1段完成した日から起算してから 10 日以内(条例第 23 条第3項、条例第 24 条第3項又は条例第 25 条第3項の規定による届出を行った場合にあっては、市長が指定する期日まで)に、特定事業地質等検査報告書(別記第 35 号様式)に次に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。 (1) 検査に使用した土砂等及び排水等を採取した地点の位置図及び現場写真 (2) 第 23 条の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析(濃度)結果証明書 (3) 前条の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び水質分析(濃度)結果証明書(別記第 36 号様式) 2 特定事業が一時堆積特定事業である場合にあっては、条例第 20 条第1項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、特定事業を着手した日から3月ごとに当該3月を経過した日から 10 日以内(条例第 23 条第3項、条例第 24 条第3項又は条例第 25 条第3項の規定による届出を行った場合にあっては、市長が指定する期日まで)に、特定事業地質等検査報告書に前項各号に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。 3 条例第 20 条第2項の規定より、条例第9条第1項の許可を受けた者が、当該許可に係る特定事業区域の土壤中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、確認した日から起算して7日以内に市長に報告しなければならない。
2 第9条第1項の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る特定事業区域の土壤中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、市長にその旨を報告しなければならない。 (関係書類等の縦覧) 第21条 第9条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る現場事務所(当該許可に係る特定事業区域の面積が 3,000 平方メートル未満である場合にあっては、市長が指定する場所)において、当該許可に係	

条例	規則
る特定事業が施工されている間、当該特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写し並びに第19条に規定する土砂等管理台帳を近隣住民その他当該特定事業について利害関係を有する者の縦覧に供さなければならない。 (標識の掲示等) 第22条 第9条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業場の公衆の見やすい場所に、当該許可に係る特定事業が施工されている間、氏名又は名称、現場責任者の氏名及び職名その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。 2 第9条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業が施工されている間、当該許可に係る特定事業区域と当該特定事業区域外の地域との境界にその境界を明らかにする表示をしなければならない。 (特定事業の廃止等) 第23条 第9条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業の廃止をし、又は中止をしようとするときは、あらかじめ、当該特定事業による土壌の汚染又は当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置に係る工程その他の規則で定める事項を市長に届け出るとともに、当該工程に基づいて当該措置を講じた上で、当該特定事業の廃止をし、又は中止をしなければならない。ただし、当該特定事業の中止をしようとする場合であって、当該中止をしようとする期間が2月未満であるときは、届け出を要しない。 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出の内容が特定事業の廃止又は中止に支障がないかどうかの確認を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。 3 第9条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を廃止したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。 4 前項の規定による届出があったときは、第9条第1項の許可は、その効力を失う。 5 市長は、第3項の規定による届出があったときは、速やかに、第1項の措置が講じられているかどうか及び当該届出に係る特定事業に使用	(標識) 第25条 条例第22条第1項に規定する標識は、土砂等の埋立て等に関する標識(別記第37号様式)とする。 2 条例第22条第1項に規定する標識の記載事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 特定事業の許可年月日及びその番号 (2) 特定事業の目的 (3) 特定事業場の所在地 (4) 特定事業を行う者の住所又は所在地及び氏名又は名称並びに連絡先の電話番号 (5) 特定事業の許可期間 (6) 特定事業場及び特定事業区域の面積 (7) 特定事業に使用される土砂等の搬入予定量(一時堆積特定事業にあっては、土砂等の年間の搬入及び搬出の予定量) (8) 現場責任者の氏名及び職名 (9) 特定事業場及び特定事業区域の見取図 3 条例第22条第2項に規定する表示は、旗、くい等の設置によるものとする。 (特定事業の廃止等の届出) 第26条 条例第23条第1項の規定による届出は、特定事業廃止(中止)事前届(別記第38号様式)を提出して行わなければならない。 2 条例第23条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。 (1) 特定事業の許可年月日及びその番号 (2) 特定事業場の位置 (3) 特定事業の許可期間 (4) 特定事業の廃止をしようとする年月日又は中止をしようとする期間 (5) 特定事業を廃止するまでの工程 (6) 特定事業を廃止し、又は中止した場合の特定事業区域の構造 (7) 特定事業を廃止し、又は中止した場合の特定事業区域外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置 (8) 廃止し、又は中止しようとする特定事業が一時堆積特定事業である場合にあっては、一時堆積特定事業の特定事業区域のうち土砂等が堆積されている面積 3 条例第23条第3項の規定による届出は、特定事業を廃止した日から起算して10日以内に、特定事業廃止届(別記第39号様式)を提出して行わなければならない。 4 条例第23条第5項の規定による通知は、特定事業廃止検査結果通知書(別記第40号様式)により行うものとする。

条例	規則
された土砂等が安全基準に適合しているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。 6 前項の規定により、第1項の措置が講じられていない旨又は土砂等が安全基準に適合していない旨の通知を受けた者は、第3項の規定による届出に係る特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部の撤去又は崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。 (特定事業の完了等) 第24条 第9条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業が完了する2月前までに、当該特定事業が完了するまでの工程その他の規則で定める事項を市長に届け出なければならない。 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出の内容が特定事業の完了に支障がないかどうかの確認を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。 3 第9条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。 4 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る特定事業に使用された土砂等が安全基準に適合しているかどうか及び当該届出に係る特定事業区域が第9条第1項の許可の内容に適合しているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。 5 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨又は土砂等が安全基準に適合していない旨の通知を受けた者は、第3項の規定による届出に係る特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部の撤去又は崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。 (特定事業の終了等) 第25条 第9条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業の期間が満了する日までに当該特定事業が完了する見込みがないときは、同日の2月前までに、当該特定事業による土壌の汚染及び当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置に係る工程その他の規則で定める事項を市長に届け出るとともに、当該工程に基づいて当該措置を講じた上で、当該特定事業の期間が満了する日までに当該特定事業を終了しなければならない。 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出の内容が特定事業の終了に支障がないかどうかの確認を行うとともに、現地調査を行うものとする。 3 第9条第1項の許可を受けた者は、第1項の規定により当該許可に係	(特定事業の完了の届出) 第27条 条例第24条第1項の規定による届出は、特定事業完了事前届(別記第41号様式)を提出して行わなければならない。 2 条例第24条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。 (1) 特定事業の許可年月日及びその番号 (2) 特定事業場の位置 (3) 特定事業の許可期間 (4) 特定事業の完了の予定年月日 (5) 特定事業を完了した場合の特定事業区域の構造 (6) 特定事業を完了するまでの工程 3 条例第24条第3項の規定による届出は、特定事業を完了した日から起算して10日以内に、特定事業完了届(別記第42号様式)を提出して行わなければならない。 4 条例第24条第4項の規定による通知は、特定事業完了検査結果通知書(別記第43号様式)により行うものとする。 (特定事業の終了に係る届出) 第28条 条例第25条第1項の規定による届出は、特定事業終了事前届(別記第44号様式)を提出して行わなければならない。 2 条例第25条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。 (1) 特定事業の許可年月日及びその番号 (2) 特定事業場の位置 (3) 特定事業の許可期間 (4) 特定事業を終了した場合の特定事業区域の構造 (5) 特定事業を終了するまでの工程 (6) 特定事業を終了した場合の特定事業区域外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置 3 条例第25条第3項の規定による届出は、特定事業を終了した日から

条例	規則
る特定事業を終了したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。 4 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る特定事業について、第1項の措置が講じられているかどうか及び当該特定事業に使用された土砂等が安全基準に適合しているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。 5 前項の規定により、第1項の措置が講じられていない旨又は土砂等が安全基準に適合していない旨の通知を受けた者は、第3項の規定による届出に係る特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部の撤去又は崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。 (譲受け) 第 26 条 第9条第1項の許可を受けた者から当該許可に係る特定事業の全部を譲り受けようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。この場合においては、第 10 条の規定を準用する。 2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に同項において準用する第 10 条に規定する同意等を得たことを証する書面その他の規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (3) 申請者が第 14 条第1項第1号オに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所 (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項 3 第1項の許可を受けようとする者は、第7条第2項若しくは第3項、第 28 条又は第 30 条の規定により命令を受けた者である場合であつて、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。 4 第1項の許可の基準については、第 14 条の規定(第1項第1号及び第2号に係る部分に限る。)を準用する。 5 第1項の許可を受けて特定事業を譲り受けた者は、当該特定事業に係る第9条第1項の許可を受けた者のこの条例の規定による地位を承	起算して 10 日以内に、特定事業終了届(別記第 45 号様式)を提出して行わなければならない。 4 条例第 25 条第4項の規定による通知は、特定事業終了検査結果通知書(別記第 46 号様式)により行うものとする。 (譲受けの許可の申請) 第 29 条 条例第 26 条第2項に規定する申請書は、特定事業譲受け許可申請書(別記第 47 号様式)とする。 2 条例第 26 条第2項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。 (1) 住民票の写し(法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書)及び申請書に使用した印鑑に係る印鑑登録証明書 (2) 申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し (3) 特定事業場の位置図及び付近の見取図 (4) 現場責任者であることを証する書面 (5) 譲受けを証する書類 (6) 第7条第1項に規定する土地使用同意書及び当該同意書に使用した印鑑に係る印鑑登録証明書 (7) 第7条第3項に規定する施工同意書及び当該同意書に使用した印鑑に係る印鑑登録証明書 (8) 第7条第6項に規定する隣接土地所有者承諾書 (9) 第7条第9項に規定する近隣住民承諾書及び世帯数調査書 (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 3 条例第 26 条第2項第4号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。 (1) 譲り受けようとする特定事業の許可等の年月日及びその番号 (2) 譲り受けようとする特定事業の許可期間 (3) 特定事業場の位置 (4) 現場責任者の氏名及び職名 (5) 譲受けの理由

条例	規則
継ずる。 (相続等) 第 27 条 第9条第1項の許可を受けた者について相続、合併又は分割（当該許可に係る特定事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可に係る特定事業の全部を承継した法人は、当該許可を受けた者のこの条例の規定による地位を承継する。 2 前項の規定により第9条第1項の許可を受けた者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、その事実を証する書面を添付して、その旨を市長に届け出るとともに、第10条第1項の同意をした土地の所有者に通知しなければならない。 (措置命令等) 第 28 条 市長は、特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定事業を行う第9条第1項の許可を受けた者(第15条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更した者を除く。)(以下「当該特定事業を停止し、又は相当の期限を定めて、当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。）」に対し、当該特定事業を停止し、又は相当の期限を定めて、当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 2 市長は、第9条第1項又は第15条第1項の規定に違反して特定事業を行った者に対し、相当の期限を定めて、当該特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 (許可の取消し等) 第 29 条 市長は、第9条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。 (1) 第7条第2項又は第3項の規定による命令に違反したとき。 (2) 不正の手段により第9条第1項、第15条第1項又は第26条第1項の許可を受けたとき。 (3) 第9条第1項の許可に係る特定事業を引き続き1年以上行っていないとき。 (4) 第15条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。	(譲受け許可等の決定) 第30条 市長は、条例第26条第1項の申請があった場合においては、その内容を審査し事業の可否を決定し、特定事業譲受け許可(不許可)決定通知書(別記第48号様式)により当該許可を申請した者に通知するものとする。 (相続の届出) 第31条 条例第27条第2項の規定による届出は、特定事業を承継した日から起算して10日以内に特定事業相続等届(別記第49号様式)を、同項の規定による土地の所有者等への通知は、特定事業相続等通知書(別記第50号様式)を提出して行わなければならない。 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。 (1) 住民票の写し(法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書)及び届出に使用した印鑑に係る印鑑登録証明書 (2) 届出者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類 (措置命令) 第32条 条例第7条第2項若しくは第3項、条例第28条第1項若しくは第2項、条例第30条及び条例第33条第1項若しくは第2項に規定する措置命令は、措置命令書(別記第51号様式)により行うものとする。 (許可の取消し等) 第33条 条例第29条第1項の規定による許可の取消しは、特定事業許可取消通知書(別記第52号様式)により停止命令は停止命令書(別記第53号様式)により行うものとする。

条例	規則
(5) 第 16 条に規定する許可の条件に違反したとき。 (6) 第 18 条から第 22 条までの規定に違反したとき。 (7) 第 27 条第1項の規定により第9条第1項の許可を受けた者の地位を承継した者が当該地位を承継した際、第 14 条第1項第1号アからオまでのいずれかに該当するとき。 (8) 前条第1項又は第2項の規定による命令に違反したとき。 2 前項の規定により第9条第1項の許可の取消しを受けた者(当該取消しに係る特定事業について前条第1項又は第2項の規定による命令を受けた者を除く。)は、当該取消しに係る特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部の撤去又は崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。 (廃止、完了、終了又は取消しに伴う義務違反に対する措置命令等) 第 30 条 市長は、第 23 条第6項、第 24 条第5項、第 25 条第5項又は前条第2項の規定に違反した者に対し、相当の期限を定めて、その特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部の撤去又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 (関係書類等の保存) 第 31 条 第9条第1項の許可を受けた者は、特定事業について第 23 条第3項の規定による廃止の届出、第 24 条第3項の規定による完了の届出若しくは第 25 条第3項の規定による終了の届出をした日又は第 29 条第1項の規定による許可の取消しの通知を受けた日から5年間、当該特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写しを保存しなければならない。 2 前項の書類及び図面の写しについては、これらに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第4項において同じ。)の保存をもって、当該書類及び図面の写しの保存に代えることができる。この場合における前項及び第 42 条第3号の規定の適用については、当該電磁的記録は、当該書類及び図面の写しとみなす。 3 第9条第1項の許可を受けた者は、第 19 条に規定する土砂等管理台帳を同条第1項又は第2項の規定による閉鎖後5年間保存しなければならない。 4 前項の土砂等管理台帳については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録の保存をもって、当該土砂等管理台帳の保存に代えることができる。この場合における前項及び第 41 条第4号の規定の適用については、当該電磁的記録は、当該土砂等管理台帳とみなす。 第5章 特定事業に係る土地所有者の義務 (特定事業に係る土地所有者の義務) 第 32 条 土地の所有者は、第 10 条第1項の同意をしようとするときは、特定事業が完了した後の土地の利用計画を踏まえて、当該同意に係る第 10 条第5項各号に規定する事項を確認しなければならない。 2 第 10 条第1項の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業による土壌の汚染及び土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため、当該特定事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に当該特定事業の施工の状況を確認しなければならない。	(土地所有者による特定事業の施工状況の確認) 第 34 条 条例第 32 条第2項の規定による特定事業の施工状況の確認は、当該施工に係る特定事業において、毎月1回以上、当該施工の状況が同意にあたって確認した事項に抵触していないかどうか並びに当該特定事業場において土壌等の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生がないかどうか及びこれらのおそれがないかどうかを自ら確認することにより行わなければならない。ただし、

条例	規則
3 第 10 条第1項の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業により土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに当該特定事業を行う者に対し、当該特定事業の中止を求め、又は原状回復その他の必要な措置を講ずるとともに、その旨を市長に通報しなければならない。 (特定事業に係る土地所有者に対する措置命令) 第 33 条 市長は、特定事業に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、第7条第3項に定めるもののほか、当該特定事業に係る第 10 条第1項の同意をした土地所有者に対し、相当の期限を定めて、当該特定事業に使用された土砂等(当該土砂等により安全基準に適合しないことになった土砂等を含む。)の全部若しくは一部を撤去し、又は当該特定事業による土壌の汚染を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 2 市長は、特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、第 28 条第1項に定めるもののほか、当該特定事業に係る第10条第1項の同意をした土地所有者に対し、相当の期限を定めて、当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 (報告の徴収) 第 34 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、土砂等の埋立て等を行う者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。 (立入検査) 第 35 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、土砂等の埋立て等を行う者の事務所、事業場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (措置命令違反者等の公表) 第 36 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名、違反等の事実その他の規則で定める事項を公表するものとする。 (1) 第7条第2項若しくは第3項、第 28 条第1項若しくは第2項、第 29 条第1項又は第 30 条の規定による命令に違反した者 (2) 第9条第1項若しくは第2項、第 15 条第1項又は第 26 条第1項の規定に違反して特定事業を行った者 (3) 第 16 条に規定する許可の条件に違反して特定事業を行った者 (知事への通報) 第 37 条 市長は、特定事業区域の土壌が汚染され、又は汚染のおそれがあると認めたときは、直ちに、その旨を千葉県知事に通報しなければならない。	当該特定事業場において、自ら確認することが困難な事情がある場合は、他の者に確認させることにより行うことができる。 (報告の期限) 第 35 条 条例第 34 条の規定により市長から土砂等の埋立て等の業務に関し報告を求められた者は、当該報告を求められた日から起算して 10 日以内に報告しなければならない。 (身分を示す証明書) 第 36 条 条例第 35 条第2項に規定する証明書は、立入検査員証(別記第 54 号様式)とする。 (措置命令違反者等の公表) 第37条 条例第36条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 違反等の事実 (3) 土砂等の埋立て等を行った場所 (4) 土砂等の埋立て等を行った期間 (5) 土砂等の埋立て等を行った面積 2 条例第 36 条第1項の規定による公表は、公告その他適当な方法により行うものとする。

条例	規則
(手数料) 第 38 条 第9条第1項、第 15 条第1項又は第 26 条第1項の許可を受けようとする者は、その申請の際、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額の手数を納めなければならない。 (1) 第9条第1項の許可(特定事業区域の面積が[※]500 平方メートル以上 3,000 平方メートル未満のものに限る。)に係る申請手数料1件につき 20,000 円 (2) 第9条第1項の許可(特定事業区域の面積が[※]3,000 平方メートル以上のものに限る。)に係る申請手数料1件につき 48,000 円 (3) 第 15 条第1項の許可(変更後の特定事業区域の面積が[※]500 平方メートル以上 3,000 平方メートル未満のものに限る。)に係る申請手数料1件につき 10,000 円 (4) 第 15 条第1項の許可(変更後の特定事業区域の面積が[※]3,000 平方メートル以上のものに限る。)に係る申請手数料1件につき 28,000 円 (5) 第 26 条第1項の許可に係る申請手数料1件につき 20,000 円 2 前項の規定により徴収した手数料は、還付しない。 (委任) 第 39 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 (罰則) 第 40 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金に処する。 (1) 第7条第2項若しくは第3項、第28条第1項若しくは第2項、第29条第1項、第30条又は第33条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者 (2) 第9条第1項、第15条第1項又は第26条第1項の規定に違反して特定事業を行った者 第 41 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。 (1) 第9条第2項又は第 18 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 (2) 第 19 条第1項又は第2項の規定に違反して、土砂等管理台帳を作成せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者 (3) 第 19 条第3項、第 20 条第1項若しくは第2項又は第 34 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 (4) 第 31 条第3項の規定に違反して、土砂等管理台帳を保存しなかった者 (5) 第 35 条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者 第 42 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。 (1) 第 15 条第8項、第 17 条、第 23 条第3項、第 24 条第3項、第 25 条第3項又は第 27 条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 (2) 第 22 条第1項又は第2項の規定に違反し、標識を掲げず、又は境界を明らかにする表示をしなかった者 (3) 第 31 条第1項の規定に違反して、書類又は図面の写しを保存しなかった者	

条例	規則
(罰則規定) 第43条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。	(書類等の提出) 第38条 条例第11条第1項及び第2項の規定による協議、条例第12条第1項から第3項までの規定による許可の申請、条例第15条第3項の規定による変更許可の申請、条例第26条第2項の規定による譲受けの許可の申請、条例第9条第1項及び第2項、条例第11条第3項、条例第15条第8項、条例第17条、条例第18条、条例第23条第1項及び第3項、条例第24条第1項及び第3項、条例第25条第1項及び第3項並びに条例第27条第2項の規定による届出並びに条例第11条第5項、条例第19条第3項及び条例第20条第1項の規定により提出する書類及び図面の提出部数は、正副各1部とする。 (補則) 第39条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

規則別表

別表第1(第3条第1項、第3条第2項、第10条第6項第3号、第19条第4項、第22条第1項第4号)		
項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本産業規格(以下「規格」という。)K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格K0102の38に定める方法(規格K0102の38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。)又は昭和46年環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
有機りん	検液中に検出されないこと。	昭和49年環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格K0102の31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあつては、昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格K0102の65.2(規格K0102の65.2.7を除く。)に定める方法
砒(ひ)素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であり、かつ、埋立て等の用に供する場所の利用目的が農用地(田に限る。)においては、土壌1キログラムにつき15ミリグラム未満	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格K0102の61に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和50年総理府令第31号に定める方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3及び昭和49年環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあつては、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満	昭和47年総理府令第66号に定める方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	平成9年環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1,2—ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法

1,1,1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格K0102の34.1(規格K0102の34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、リン酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格K0102の34.1.1c(注(2)第3文及び規格K0102の34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略できる。)及び昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4定める方法
1,4-ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表8に掲げる方法
水素イオン濃度	5.8以上8.6以下であること	規格K0102の12.1に定める方法

備考

- 1 基準値の欄中検液中濃度に係るものにおいて、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土壌等」と読み替えるものとする。
- 2 基準値の欄中「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合においてその結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機りんとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。
- 5 水素イオン濃度の測定は、次の操作によるものとする。
 - (1) 乾土20グラム相当量の生土又は風乾細土を100ミリリットルビーカー又はポリ容器にとる。
 - (2) 純水又は塩化カリウム液(1N塩化カリウム液約N/10水酸化カリウム液を加えてPH7.0に調整したもの)を50ミリリットル加える。(土:純水又は塩化カリウム液=1:2.5とする。)
 - (3) (2)を攪拌振とうした後1時間以上静置し、この上澄み液を測定に用いる。
 - (4) 結果はPH(H₂O)又はPH(KCl)と付記し、測定条件を明確にする。

別表第2(第4条第1項及び第2項、第23条第1項及び第2項)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	規格K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法(準備操作は規格55に定める方法によるほか、昭和46年環境庁告示第59号付表8に掲げる方法によることができる。)
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格K0102の65.2に定める方法
砒(ひ)素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	付表2に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法

トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.03ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3—ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	付表4に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	検液1リットルにつき10ミリグラム以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.1に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格K0102の34.1に定める方法又は規格K0102の34.1c(注(6)第3文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略できる。)及び昭和46年環境庁告示第59号付表
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4—ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	付表7に掲げる方法

備考

- 1 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 2 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3または43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

別表第3(第8条第2項第15号、第9条第2項第19号、第10条第2項第21号、第15条)

- 1 砂防法(明治30年法律第29号)第4条第1項の規定により砂防指定地における許可を要する行為
- 2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第7項の規定による特別保護地区の区域内における許可を要する行為
- 3 土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業
- 4 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第39条第1項の規定による漁港の区域内の水域又は公共空地における許可を要する行為
- 5 港湾法(昭和25年法律第218号)第37条第1項の規定による港湾区域内及び港湾隣接地域内における許可を要する行為
- 6 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2の規定による許可を要する開発行為並びに同法第31条、第34条第2項及び第44条において準用する第34条第2項の規定による保安林予定森林、保安林及び保安施設地区における許可を要する行為
- 7 道路法(昭和27年法律第180号)第24条の規定による道路管理者以外の者が行う工事についての承認を要する行為、同法第32条第1項の規定による道路の占用の許可及び同法第91条第1項の規定による道路予定区域における許可を要する行為
- 8 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく土地区画整理事業及び同法第76条第1項の規定による施行区域内における許可を要する行為
- 9 都市公園法(昭和31年法律第79号)第6条第1項の規定による都市公園内における占用の許可を要する行為
- 10 海岸法(昭和31年法律第101号)第7条第1項及び第8条第1項の規定による海岸保全区域内における許可を要する行為
- 11 自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第3項の規定による特別地域内及び第21条第3項の規定による特別保護地区内における許可を要する行為
- 12 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第18条第1項の規定による地すべり防止区域内における許可を要する行為
- 13 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条の規定による許可を要する宅地造成
- 14 河川法(昭和39年法律第167号)第24条の規定による河川区域内の土地の占用の許可を要する行為並びに同法第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項及び第58条の4第1項の規定による河川区域内の土地、河川保全区域内、河川予定地及び河川保全立体区域内における許可を要する行為
- 15 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項及び第2項の規定による許可を要する開発行為
- 16 都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業及び同法第66条第1項の規定による施行地区内における許可を要する行為
- 17 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第7条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内における許可を要する行為
- 18 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第15条の2第1項の規定による農用地区域内における許可を要する行為
- 19 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第14条第1項の規定による緑地保全地区内における許可を要する行為
- 20 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第8条第1項の規定による生産緑地地区内における許可を要する行為
- 21 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)に基づく住宅街区整備事業並びに同法第7条第1項及び第67条第1項の規定による土地区画整理促進区域内及び施行地区内における許可を要する行為
- 22 千葉県立自然公園条例(昭和35年千葉県条例第15号)第12条第1項の規定による特別地域内における許可を要する行為
- 23 宅地開発事業の基準に関する条例(昭和44年千葉県条例第50号)第7条第1項の規定による設計の確認を要する宅地開発事業
- 24 千葉県風致地区条例(昭和45年千葉県条例第6号)第2条第1項の規定による風致地区内における許可を要する行為
- 25 千葉県自然環境保全条例(昭和48年千葉県条例第1号)第9条第4項の規定による特別地区内における許可を要する行為
- 26 千葉県港湾管理条例(昭和51年千葉県条例第45号)第4条第1項及び第5条第1項の規定による港湾施設の使用の許可を要する行為

別表第4(第12条第1項及び第2項、第13条、第14条)

1 施工基準

(1) 環境対策

- ア 土砂等の流出、飛砂の防止対策を講じ、周辺の生活環境を損なわないようにすること。
- イ 特定事業場からの浸出水等により、水質汚濁が生じないよう対策を講じること。
- ウ 特定事業場の出入口周辺道路の清掃に努めること。

(2) 作業時間等

- ア 作業は、午後7時から翌日の午前7時までの間は、行わないこと。
- イ 日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月31日は、原則作業を行わないこと。ただし、緊急を要する作業が発生したときは、事業区域周辺の住民に周知を図ってから、作業を実施すること。

(3) 安全対策

- ア 特定事業区域内にみだりに人が立ち入るのを防止するため必要な措置を講じること。
- イ 工事施工中は、現場責任者を常駐させ、災害防止に努めること。
- ウ 搬入にあつては、搬入路の状況に応じ関係機関と協議し、通行時間、交通誘導員の配置、標識の設置及び安全施設の設置等必要な措置を講じること。
- エ 万一、災害等が発生した場合は、責任を持って対応すること。

2 埋立て及び盛土

(1) 構造基準

- ア 特定事業の高さ(特定事業により生じたのり面の最下部(擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の上端)と最上部の高低差をいう。以下同じ。)及びのり面(擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。)の勾配は、次の表に応じ、それぞれ特定事業の高さの欄及びのり面の勾配の欄に定めるものであること。

区分	特定事業の高さ	のり面の勾配
土質試験等に基づき特定事業の構造の安定計算を行った場合	安全が確保される高さ	安全が確保される勾配
その他	10メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上

- イ 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第8条から第12条までの規定に適合すること。
- ウ 特定事業の高さが5メートル以上である場合にあっては、特定事業の高さが5メートルごとに幅が1メートル以上の小段を設け、必要に応じ、当該小段及びのり面には雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝等の施設が設置されていること。
- エ のり面は、石張り、芝張りモルタルの吹きつけ等によって風化その他の浸食に対して保護する措置が講じられていること。
- オ 特定事業の行われる区域(のり面を除く。)は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。
- カ 特定事業区域と特定事業場の隣接地との間には、災害時に備え、十分な保安距離を設けること。

(2) 排水施設基準

- ア 事業者は、特定事業区域内で発生する排水及び区域外から流入する排水を有効に排出し、かつ、その排水によって特定事業区域内及びその周辺地域に水害が生じることのないように排水施設を整備すること。
- イ 排水施設の計画にあっては、次の事項について十分調査のうえ、当該排水施設の規模、構造及び能力を定めるものとする。
 - (ア) 特定事業区域周辺の状況、地形等を考慮して雨水の集水区域を調査しなければならない。
 - (イ) 排水施設は、排除すべき雨水及びその他表流水を支障なく流下させることができるように設けること。
 - (ウ) 排水及び雨水の放流先は、河川又はその他公共の用に供している排水路(以下「排水路等」という。)にするものとし、当該排水路等施設の管理者及び水利権者等より許可等を得なければならない。
- ウ 放流先水路等が未整備の場合は、流域等を勘案のうえ、雨水等を支障なく流下させることができるよう必要な措置を講じること。
- エ 特定事業に伴い雨水排出量の増加が見込まれる場合で、その排水施設の放流先が排出能力を有していないと認められるときは、事業区域内に一時雨水等を貯留する調整池等を設置すること。
- オ 事業者、土地管理者及び土地所有者は、常に排水施設の維持管理に努め、流水が阻害されている場合には、速やかに機能回復のための必要な措置を講じなければならない。

(3) 施工方法

- ア 特定事業区域の地盤が滑りやすい土質の層がある時は、その地盤が滑りが生じないようにくい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- イ 著しく傾斜をしている土地において特定事業を施行する場合にあっては、特定事業を施工する前の地盤と特定事業に使用された土砂等とが接する面が滑り面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。
- ウ 土工事は、1段ごとに行い、複数段にわたる同時施工は行わないこと。
- エ 特定事業区域内は、地山の伐開、除根等を必ず行い、地山との密着を図ること。
- オ 特定事業の完了後の地盤に雨水その他の浸透水によるゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締め固め等の措置が講じられていること。

3 一時堆積特定事業

(1) 構造基準

- ア 特定事業区域と隣接地との間に、次の表の左欄に掲げる特定事業区域の面積の区分に応じ、当該右欄に定める幅の保安地帯が設置されていること。

0.3ヘクタール未満	2メートル以上
0.3ヘクタール以上0.5ヘクタール未満	4メートル以上
0.5ヘクタール以上1ヘクタール未満	6メートル以上

1ヘクタール以上3ヘクタール未満	10メートル以上
3ヘクタール以上5ヘクタール未満	14メートル以上
5ヘクタール以上10ヘクタール未満	18メートル以上
10ヘクタール以上15ヘクタール未満	24メートル以上
15ヘクタール以上20ヘクタール未満	27メートル以上
20ヘクタール以上	30メートル以上

イ 土砂等の堆積に高さ(のり面の最下部と最上部の高低差をいう。)が、5メートル以下であること。

ウ 土砂等の堆積ののり面の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配であること。

土砂等埋立て等に関する手続き区分について(フロー図)

